

令和7年第2回定例会

# 当別町議会会議録

令和7年6月13日 開会

令和7年6月20日 閉会

当別町議会

令和7年第2回当別町議会定例会 第1日

令和7年6月13日（金曜日） 午後 1時00分開会

議事日程（第1号）

開会・開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 常任委員会委員の選任

議会運営委員会委員の選任

第 4 議会広報特別委員会委員の選任

第 5 諸般の報告

第 6 行政報告 情報公開制度の実施状況について

第 7 請願・陳情審査付託の件

散 会

午後 1時00分開議

出席議員（15名）

1番	角田 広佑 君	2番	海野 学 君
3番	芳形 幸夫 君	4番	櫻井 紀栄 君
5番	佐々木 常子 君	6番	佐藤 立 君
7番	西村 良伸 君	8番	五十嵐 信子 君
9番	山崎 公司 君	10番	秋場 信一 君
11番	山田 明 君	12番	古谷 陽一 君
13番	島田 裕司 君	14番	稲村 勝俊 君
15番	高谷 茂 君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	後藤 正洋 君
副町長	岡部 一宏 君
総務部長	長谷川 明 君
総務課長	佐藤 剛一 君
財政課長	石原 信登志 君
企画部長	乗木 裕 君
企画部参与	長谷川 道廣 君
住民環境部長	種田 統 君
福祉部長	森 淳一 君
福祉部参与	江口 昇 君
経済部長	三上 晶 君
経済部参与	吉野 裕宜 君
建設水道部長	高松 悟志 君
建設水道部参与	岩城 正志 君
教育 長	三澤 吏佐子 君
教育部長	山田 雅俊 君
農業委員会事務局長	山崎 一 君
代表監査委員	岸 本 護 君

事務局職員出席者

事務局	長	熊谷	康弘	君
次	長	玉木	聡美	君
係	長	中鉢	将太	君
主	事	伊藤	萌絵	君

◎開会・開議の宣告

(午後 1時00分)

○議長（高谷 茂君） ご苦勞さまです。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、令和7年第2回当別町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程ですが、さきにお配りをしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

1番 角 田 広 佑 君

9番 山 崎 公 司 君

を指名します。



◎会期の決定

○議長（高谷 茂君） 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、令和7年6月13日から6月20日までの8日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、6月13日から6月20日までの8日間とすることに決定いたしました。



◎常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任

○議長（高谷 茂君） 日程第3、各常任委員会委員の選任及び議会運営委員会委員の選任についてであります。委員会条例第7条第2項の規定により、総務文教常任委員会の委員に稲村議員、島田議員、古谷議員、五十嵐議員、西村議員、佐藤議員、角田議員の7

名、次に産業厚生常任委員会の委員に山田議員、秋場議員、山崎議員、佐々木議員、櫻井議員、芳形議員、海野議員の7名。

なお、議長は職責上個々の常任委員会に所属することは適当でないと考え、両委員会には所属しないこととします。

次に、議会運営委員会の委員について、島田議員、山田議員、秋場議員、西村議員、佐々木議員、海野議員、角田議員の7名。

以上のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、ただいま指名しましたとおり、各常任委員会及び議会運営委員会の委員を選任することに決定しました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選をお願いします。

休憩します。

休憩 午後 1時03分

再開 午後 1時13分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

各常任委員会及び議会運営委員会より、正副委員長の互選結果が議長の手元に届いております。

総務文教常任委員会	委員長	西村 良伸君
	副委員長	五十嵐信子君
産業厚生常任委員会	委員長	秋場 信一君
	副委員長	海野 学君
議会運営委員会	委員長	山田 明君
	副委員長	島田 裕司君

であります。

ただいまの報告のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長が決定しました。

それでは、就任のご挨拶を各常任委員長及び議会運営委員長からお願いします。

総務文教常任委員会、西村委員長。

○総務文教常任委員会委員長（西村良伸君） ただいま総務文教常任委員会の委員長に選任させていただきました西村です。この総務文教常任委員会は、例えば医療大学の移転の問題、それから庁舎の建設問題、それから人口問題もあります。当別町の教育の在り方等の検討もございまして、大変大きな課題を抱えている委員会でございます。産業厚生常任

委員会に引き続いて五十嵐副委員長と共に部局の協力を得て方向性を見いだしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。（拍手）

○議長（高谷 茂君） 産業厚生常任委員会、秋場委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（秋場信一君） 産業厚生常任委員会の指名を受けました委員長の秋場、そして副委員長の向かいにおります海野さん、私たち産業厚生常任委員会は1階でいいますと住民環境部、そして1階と3階にまたがる建設水道部、そして3階にある経済部、ゆとろにある福祉部、大きくこの4つの委員会、農林課にある経済部に含めておりますけれども、主に4つの部を所管しています産業厚生常任委員会です。私たちの委員会は、どちらかというとなつぱり生活に直結した委員会だと思います。産業振興はもとより、厚生の上昇、お互い副委員長と共に得意分野を生かして力を合わせて委員会の活発化を目指し、そして皆様の声、町民の声を大きく拾いながら、この委員会の活発化に努めてまいりたいと思います。誠心誠意努めてまいります。よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（高谷 茂君） 議会運営委員会、山田委員長。

○議会運営委員会委員長（山田 明君） このたび議会運営委員会の委員長ということで、2年前に引き続き選任されました。また、副委員長には島田議員ということで、前回も正副委員長をやらせていただきました。これからの2年間というのは、それこそ大学の移転問題及び少子高齢化、いろいろと問題が山積しております。この問題について議会を運営しながら、行政と共に両輪として当町のために努力していきたいというふうに思いますし、議員の皆様には運営に向けてのさらなるご協力お願いしまして、簡単ですけれども、委員長、副委員長の就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）



#### ◎議会広報特別委員会委員の選任

○議長（高谷 茂君） 日程第4、議会広報特別委員会委員の選任について、委員会条例第5条第2項及び第7条第2項の規定により定数を5名と定め、佐々木議員、櫻井議員、芳形議員、海野議員、角田議員、以上の5名を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、議会広報特別委員会の正副委員長の互選をお願いします。

休憩します。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時22分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

議会広報特別委員会の正副委員長の互選の結果が議長の手元に届いています。

議会広報特別委員会 委員長 佐々木常子君

副委員長 角田 広佑君

ただいまの報告どおり、議会広報特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

それでは、就任のご挨拶をお願いします。

佐々木委員長。

○議会広報特別委員会委員長（佐々木常子君） ただいま議会広報特別委員会の委員長の選任をいただきました佐々木でございます。町民の皆様の声に耳を傾けながら、角田副委員長と共に皆さんと協力し合いながら、分かりやすくこの議会の活動、動きを伝えていけるように努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）



### ◎諸般の報告

○議長（高谷 茂君） 日程第5、諸般の報告を申し上げます。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元にお配りしておりますので、ご高覧願います。

次に、議長の出張報告をします。5月14日に稚内市で開催されました令和7年度防衛省全国情報施設協議会役員会に出席しました。5月27日に東京で開催されました令和7年度町村議会議長・副議長研修会に出席しました。なお、復命書につきましては議会事務局に保管しております。

以上で報告を終わります。



### ◎行政報告

○議長（高谷 茂君） 日程第6、行政報告を行います。

町長。

○町長（後藤正洋君） 行政報告を申し上げます。

情報公開制度の実施状況についてであります。当別町情報公開条例第23条及び当別町

個人情報の保護に関する法律施行条例第8条の規定に基づき、令和6年度分の報告をいたします。当別町情報公開条例に基づく町の実施機関への情報開示請求は11件あり、その内訳は町長部局9件、議会事務局1件、教育委員会1件でありました。これら11件の請求に対する実施機関の決定等の内容につきましては、開示が2件、一部開示が4件、不存在が4件、取下げが1件でありました。また、当別町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく個人情報の開示請求は、令和6年度において各実施機関ともありませんでした。

以上、開示の方法等について請求者から不服申立てがなかったことも併せ、令和6年度の情報公開制度の実施状況に関する報告といたします。

○議長（高谷 茂君） これで行政報告を終わります。



### ◎請願・陳情審査付託の件

○議長（高谷 茂君） 日程第7、請願・陳情審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情文書表が配付されています。

文書番号、請願1番から請願3番までは同一の紹介議員であることから、一括で説明を求めます。

芳形君。

○3番（芳形幸夫君） 請願を述べさせていただきます。

当別町議会議長、高谷茂様。

消費税を緊急に引き下げをを求める意見書の採択を求める請願の説明を行います。

請願団体名、新日本婦人の会当別支部支部長、佐藤美智子、以下4団体。

紹介議員は芳形です。

請願事由、消費税を緊急に引き下げをを求める意見書を採択してください。

請願理由、長引く物価高が国民の生活を直撃しています。「食費や電気代も節約してきたが、もう削るものがない」という状況が続いています。生きていくためのぎりぎりの生活に、庶民は疲弊しています。

世界では、多くの国が消費税に当たる付加価値税を減税し、国民の生活と中小企業のなりわいを守ろうとしています。

一方政府は、社会保障のためと繰り返し説明してきたのに、医療・介護・年金・教育のどれを取っても国民負担は増えるばかりです。

税の専門家は、大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を正せば消費税を廃止できる分の財源が生まれると試算しています。消費税を引き下げて単一税率にするか廃止すれば、フリーランス（個人事業主）を苦しめるインボイスも廃止できます。

以上の趣旨から、消費税を緊急に引き下げをを求める意見書の採択をお願いします。

次に、2点目になります。

当別町議会議長、高谷茂様。

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の採択を求める請願です。

請願団体名、太美地域社会保障勉強会会長、菊地眞生、以下4団体。

紹介議員は私です。

請願事項、国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書を採択してください。

請願理由、国民健康保険は、国民皆保険制度の重要な柱を担っている制度です。しかし、重くのしかかる国保料は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用者の拡大の下、所得が低い若い世代や雇用者にとっても生活を圧迫する切実な問題となっています。

国民健康保険財政に関して、国は低所得の方々の保険料軽減措置等として、全国知事会等との協議の結果、毎年約3,400億円の財政支援を行っています。国民健康保険制度改革スタート後も全国知事会、全国市長会それぞれから、3,400億円の確実な実施と併せ、さらなる公費の投入が必要だと要望が出されています。

これより中段10行を割愛します。後段8行を説明します。

国民健康保険は他の健康保険と比べると低所得者の割合が多く、また、今後も被保険者の減少が見込まれている一方で、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって、負担に大きな格差があることは社会の公平・公正を欠くものになってしまいます。国民健康保険の安定的かつ持続的運営ができるよう、国保財政基盤の拡充・強化を図るための国庫負担割合の引上げ等が必要です。

以上の趣旨から、政府に国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の採択をお願いします。

当別町議会議長、高谷茂様。

米の安定供給や食料支援の緊急対策を求める意見書の採択を求める請願です。

請願団体名、当別町農民同盟委員長、岸本辰彦、以下4団体。

紹介議員です。

請願事項、米の安定供給や食料支援の緊急対策を求める意見書を採択してください。

請願理由、昨年、米がスーパーから消えるという事態が起こり、日本人にとっての主食が手に入らないという状況に、多くの国民が不安を覚えました。さらに、続く米価の高騰は、備蓄米が放出された後も続いており、農林水産省が公表しているスーパーでの販売価格は（4月時点）は、5キログラムで4,000円を超え、前年同時期の約2倍という高値が続いています。このような事態に多くの国民が悲鳴を上げています。

また、米価高騰の長期化により、寄附で集めた食料品を生活困窮者に無償で配付するフードバンクや子ども食堂などを運営するボランティア団体やNPO法人が危機的状況に陥っているほか、医療機関や福祉施設の経営も圧迫しており、社会に与える影響は深刻さを増しています。

米価高騰の一因には民間在庫量の落ち込みが挙げられますが、今年6月末の民間在庫量

は昨年よりさらに少ない見通しとなっており、今秋の端境期も逼迫が懸念されています。

米不足の根本には、需要が毎年減ることを前提とした生産削減を農家に押しつけ、米価の下落を市場任せにし、米農家は離農を余儀なくされ、生産体制が弱体化してきたためです。

よって、政府においては、備蓄米の活用を含め、米の供給と価格の安定に政府が責任を持つことを明確にするとともに、農家が安心して増産に励める条件整備を行うために、以下の緊急対応が必要です。

緊急対応の4項目は割愛します。

以上の趣旨から、米の安定供給や食料支援の緊急対策を求める意見書の採択をお願いします。

闊達な討議と慎重な審議の上、採択に向けてよろしくをお願いします。

○議長（高谷 茂君） ただいまの請願・陳情文書表、請願1番、消費税を緊急に引き下げを求める意見書の採択を求める請願については、会議規則第92条第1項の規定により総務文教常任委員会に審査終了まで付託します。

請願2番、国民健康保険財政の国庫負担の増額を求める意見書の採択を求める請願、請願3番、米の安定供給や食料支援の緊急対策を求める意見書の採択を求める請願については、会議規則第95条の規定により産業厚生常任委員会に審査終了まで付託します。

次に、文書番号、陳情1番、「2026年度地方財政の充実・強化に関する意見書」の採択を求める陳情については、会議規則第95条の規定により総務文教常任委員会に審査終了まで付託します。

---

◇

### ◎休会の議決

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、議案審査のため、明日14日から6月17日までの4日間を休会することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

---

◇

### ◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 本日はこれにて散会します。

6月18日は午前10時から会議を開き一般質問を行います。

本日はご苦労さまでした。

(午後 3時19分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和7年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和7年第2回当別町議会定例会 第2日

令和7年6月18日（水曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第2号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	角田 広佑 君	2番	海野 学 君
3番	芳形 幸夫 君	4番	櫻井 紀栄 君
5番	佐々木 常子 君	6番	佐藤 立 君
7番	西村 良伸 君	8番	五十嵐 信子 君
9番	山崎 公司 君	10番	秋場 信一 君
11番	山田 明 君	12番	古谷 陽一 君
13番	島田 裕司 君	14番	稲村 勝俊 君
15番	高谷 茂 君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	後藤 正洋 君
副町長	岡部 一宏 君
総務部長	長谷川 明 君
総務課長	佐藤 剛一 君
財政課長	石原 信登志 君
企画部長	乗木 裕 君
企画部参与	長谷川 道廣 君
住民環境部長	種田 統 君
福祉部長	森 淳一 君
福祉部参与	江口 昇 君
経済部長	三上 晶 君
経済部参与	吉野 裕宜 君
建設水道部長	高松 悟志 君
建設水道部参与	岩城 正志 君
教育 長	三澤 吏佐子 君
教育部長	山田 雅俊 君
農業委員会事務局長	山崎 一 君
代表監査委員	岸 本 護 君

事務局職員出席者

事務局	長	熊谷	康弘	君
次	長	玉木	聡美	君
係	長	中鉢	将太	君
主	事	伊藤	萌絵	君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（高谷 茂君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しております。本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

1番 角 田 広 佑 君

9番 山 崎 公 司 君

を指名します。



◎一般質問

○議長（高谷 茂君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

最初に、通告1番、佐々木君の質問であります。

佐々木君。

○5番（佐々木常子君） おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

4月2日、こども家庭庁は、若い男女に性や妊娠の正しい知識を身につけてもらい、健康管理を促すため、今後5年間の計画案を有識者検討会に示しました。学校での出前講座や企業の研修などを通じて助言する人材の育成が柱で、5万人以上の養成を目指すと発表いたしました。これは、2023年3月22日閣議決定された生育医療等の提供に関する基本的な方針において、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進するとされた。この方針にのっとった取組を進めています。さらに、2024年6月21日閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針においては、相談支援等を受けられるケア体制の構築等、プレコンセプションケアについて5か年

戦略を策定した上で、着実に推進する旨が盛り込まれました。こうした経緯を踏まえ、有識者の参集を得て検討会が設置され、5か年の計画案が示されたものです。こども家庭庁によると、過度なダイエットによる若い女性に痩せや低栄養、高齢出産の増加でリスクの高い妊娠や出産が増えている。こうしたリスクを軽減するため、若い世代がもっと早い段階から正しい知識や適切な健康管理を実践するプレコンの普及が大切だとしています。国は、産婦人科の医師らと連携し、若者向けに妊娠に関する正しい知識や相談窓口を紹介するサイトを開設しているほか、全ての都道府県で相談支援体制が整備されています。検討会では、20代の大学院生の女性が妊娠、出産について具体的な準備や対策の方法を知りたいが、男性と女性で意識が差があると感じるので、男女問わず関心を高めたり、身近に感じたりする施策が必要だなどの意見が出たそうです。厚生労働省が行った国民健康栄養調査では、痩せ、BMI 18.5未満の状態にある女性は20代から30代で20.2%と高い水準になっています。若い女性の痩せは、貧困や骨密度や筋力の低下などを引き起こすほか、月経不順や不妊、低出生体重児の原因になるなど、将来の妊娠や出産に影響するとされています。35歳以上で第1子を出産する高齢出産の割合も増加しています。2005年には1割を超え、2023年には21.6%を占めています。高齢での妊娠、出産は、妊娠高血圧症候群をはじめ、妊娠糖尿病などの合併症や流産のリスクが高まると指摘されています。国立成育医療研究センターでは、10年ほど前からプレコンセプションケア専門の外来を設置しており、男性の健康状態も重要だとして、カップルでの診察も行っております。将来の妊娠、出産に備えて健康管理をするプレコンセプションケアですが、プレコンを一生の健康づくりの基礎として位置づけ、未就学期、児童生徒期、成人期に分けて切れ目のない支援と適切な知識を身につけられる仕組みが必要ではないでしょうか。プレコンは若い男女が生活の質を高めることで、不妊や早産のリスクなどを減らすことを目指し、また妊娠を望まない人にも適切な知識を身につけてもらい、健康的な生活ができるようにしていくこと、未就学期の対策では、子どもたちへの教育とともに、こども園に通う保護者を対象に子どもに問われたときどう正しく伝えるのかなどを学ぶ研修会なども大切であるというふうに思います。未就学期、児童生徒期においては、包括的性教育が必要ではないでしょうか。小さいときから他人に触れられるときは同意が必要であると学ぶ、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツを自分事として考え、自分も相手も大事にすることの実践が性的同意につながっていきます。また、子どもたちはネットで性に関する情報を目にどんどん吸収していますが、必ずしも正しい情報であるとは言えません。早い段階で正しい知識を伝えることが大切であるというふうに考えています。厚生労働省の衛生行政報告例によると、2023年度の道内の人工妊娠中絶件数は5,024件で、10代は483件と1割近くを占めています。人口1,000人当たりの実施率は、全国平均より高めに推移しています。知識が不十分なまま10代で妊娠、中絶を経験し、心に傷を負う例もあります。学習指導要綱には、妊娠の過程は取り扱わないとの歯止め規定があるため、日本の性教育は遅れているのではないかという声が聞こえたりもしています。世界の国々では、包括的性教育が積極的に進められて

います。避妊や性感染症、過度なダイエットによるリスクについて正しい知識もなく、相談先も知らない若者は多いのではないかと指摘もあります。計画案では、学校での出前講座や企業の研修などを通じて助言する人材の育成が柱とありました。また、計画案によると食事や睡眠などの生活習慣に関する指針や健康な妊娠、出産の知識を若者に普及させる。SNSやイベントの開催を通じて若い世代のプレコンセプションケアの認知度を5年後に80%にすることを目指す。学校や企業、自治体での取組も強化し、助言する人材を育成する。一定の研修を修了した保健師や企業の人事担当者、教育委員会なども想定しているとありました。

5点質問いたします。1点目、プレコンセプションケアについての認識を伺いたい。

2点目、当別町としての取組はどのようなものがあるのでしょうか。

3点目、こども園において包括的性教育を行うのか。また、保護者への研修会などを実施するのか。

4点目、小中学校において包括的性教育を行うのか。

5点目、小中学校において出前講座を行っていくのか。

以上、5点についてお願いいたします。

次につながる話ですが、HPV、ヒトパピローマウイルスは子宮頸がんだけでなく、咽頭、外陰部、膣、陰茎、肛門にできるがんの原因となることが知られています。咽頭がんの中で中咽頭がんは、圧倒的に男性にできやすいと言われています。HPVワクチンは、日本では女性のみ定期接種となっております。ウイルスの多くは性的な接触でうつりますので、そのような接触が始まる前、学童の時期に接種していくことが大きな予防効果を発揮します。男の子に接種すると自身の将来のがんや感染症の予防だけでなく、将来のパートナーに感染させないことにもつながっていきます。世界的には、男性への接種も当たり前となっている国が多い現状のようです。日本でも2020年12月に男性への接種も可能となりました。包括的性教育では、このような内容も学んでいけると思います。

質問いたします。1番目、男性への接種が可能であることと意義の周知が必要ではないでしょうか。

2番目、負担が大きいため接種の助成が必要ではないか。この2点についてお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（高谷 茂君） ただいまの佐々木君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 佐々木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、プレコンセプションケア、ちょっと言いづらいのですが、についても、についてなのですけれども、こども家庭庁でのプレコンセプションケアの推進に向けて、今後5年間を集中的に取り組む期間として対策をまとめ、5月22日に公表したということは理解をしてい

ます。ただ、私としてはもう既に4年前から北大の先生ともちよつといろいろと研究をさせていただいていたしまして、この取組について勉強させていただいておりました。このプレコンセプションケアの概念としましては、単に性教育ですとか妊娠前のケアだけではなくて、性別を問わず適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持っていただき、妊娠、出産を含めたライフデザインですとか、将来の健康を考えて管理を行うこととされており、生涯にわたり身体的、精神的、社会的に健康な状態であるための取組として重要であると私も認識をしているところでございます。町といたしましては、子宮頸がん検診ですとかHPVワクチンの予防接種のほかにも18歳から39歳の方を対象としたフレッシュ健診や当別高校の生徒を対象といたしました保健師による性の講話などを実施し、性や健康に対する取組や知識の啓発に努めているところでもあります。また、こども園での包括的性教育、または保護者への研修会につきましては、町内2か所の認定こども園におきまして園児への性教育、またはそれに関連する保護者への研修会等は現在のところ行われていないというふうに伺っておりますが、こども園での性教育につきましては、令和5年12月定例会で佐々木議員からの一般質問で教育長からも答弁しておりましたけれども、各家庭での教育が大切であると私も思っておりますので、保護者への啓発も含め検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、HPVワクチンについてのご質問でありましたけれども、HPV、ヒトパピローマウイルスワクチンの予防接種につきましては、女性を対象として3種類のワクチンが薬事承認されており、現在小学校6年生から高校1年生を対象に定期接種を行っております。HPVワクチンの男性への接種につきましては、厚生労働省の専門部会であります厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、男性の肛門がんなどの疾患に対し有効性や安全性は一定程度認められているものの、費用対効果には課題があるとの評価結果が出ております。一方で、様々なデータが新たに得られるなど前提条件が変われば、さらに議論を行う必要があるとされているところであるというふうに伺っておりますので、町といたしましては知見を確認した上で、今後必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

また、男性の任意接種への補助につきましては、国や他の自治体の動向を注視し、他の福祉施設全体の優先度を考慮した上で在り方を判断してまいりたいと考えております。

以上、佐々木議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） それでは、佐々木議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、小中学校において包括的性教育を行うのかとのご質問でございますが、現在学校では現行の学習指導要領に基づき性教育を実施しております。性情報への対処、エイズや感染症の予防についても取り上げながら、性被害防止、薬物乱用防止、人権尊重など発達段階に応じた学習を行い、正しい知識だけではなく、性に関する思考力、判断力、表現力の育成に取り組んでいるところであり、それ以外については各家庭での教育が大切であ

ると考えています。

次に、小中学校において出前講座を行うのかについてのご質問でございますが、専門的な外部講師により児童生徒に向けては性の多様性についての講座を、教職員に向けては性的マイノリティーに関する指導力向上を図るための講座を行っております。今後も各学校長と協議を行い、各種の専門的な知識を有する外部講師による講座を実施してまいりたいと考えております。

以上、佐々木議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 佐々木君。

○5番（佐々木常子君） ありがとうございます。プレコンのサポーターの研修のお話がありましたけれども、保健師、学校医、養護教諭、教育委員会というふうに発表もされておりましたが、これを研修を受けさせていくという考えはありますでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 再質問ありがとうございます。先ほど申しましたように、プレコンセプションケアにつきましては、議員ご指摘のように、いわゆる妊娠前前からヘルスケアを行うということなのですけれども、やはり幼児期から成人期まで成長段階に合わせて心と体の健康ですとか、あるいは家族ですとか、ウェルビーイングといいますか、生活の豊かさですとか、あるいはパートナーを得る、あるいは子どもを得る、あるいはそれぞれの生き方を実践をしていくという尊厳を守っていくということは大事だというふうに思っています。それを実践していく上でいろいろな知識をこのプレコンセプションケアの中で得ていくということが必要なのだろうというふうに思っています。そういった意味では、今議員がご指摘をいただいたように、講習会ですとか、そういった場を通じて知っていただくということも大事だというふうに思いますけれども、冒頭申しましたように、北大のある先生と色々な議論を今私重ねておりますけれども、そういった中では世界的には5歳からもうこのプレコンセプションケアが始まっているというふうに言われていまして、それぞれのやっぱり発育段階に合わせて体がどう変わっていくのかですとか、そういったことも含めながら自分の人生設計がどうあったらいいかというようなことを考える機会をつくっていただく、そういった知識をそれぞれの発育段階で持っていただくということが大事だと思っていますので、そういった点では、今北大と私のほうで進めさせていただいているのは、例えば学校現場がいいかどうかちょっと分かりませんが、5歳から始まるということですので、それぞれの年代に合わせた、それぞれの発育段階に合わせた正しい知識を行政なり、いろんな団体が提供していく。本来ですと、そこをこども家庭庁の皆さんが全国的にやっていただけるということに私は期待をさせていただいているのですけれども、なかなかそうならない場合もありますので、そういった点では地域が少子化を克服していく、そのための一つの手段としてそれぞれの地域に関わっている男性も女性も含めてそういった正しい知識をしっかりと知った上で、自分の人生設計をしっかりとできるような、そういう知見を伝えていく、そのことが大事かなというふうに思っています。

す。そういった意味では、その中の一つの方法として講習会ですとか、そういったことができるということがあれば、それはさせていただければというふうに思っています。今北大が実践をしていますのは、例えば企業ですとか、あるいは地域、あるいは行政に対してそういった場を通じてそれぞれの年代に合わせた正しい知識を提供するということが実践をしてきておりますので、そういったことが当別町内で今後できるような体制づくり、仕組みづくりをしていきたいというふうに個人的には思っております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 佐々木さん、ちょっと確認をさせてください。

今どの部分の再質問なのかというのは。そこからちょっと始めてください。

佐々木君。

○5番（佐々木常子君） すみません。1の2の取組について質問しました。

ちょっとすみません。今の続きなのですけれども、いろいろ講座とかやっていくということでしたけれども、今回発表されたこども家庭庁のやつでは、5年の計画で出前講座や研修などを通じ助言する人材の育成が柱ということなのです。5万人以上を養成していく。その中で自治体の職員であるとか、保健師であるとか、教育委員会であるとか、企業においては企業のドクターであるとか、そういうのが発表されているのですけれども、そこに参加するのでしょうか、人材育成、こども家庭庁でやっていく。この研修の、人材育成のための研修に当別町としても例えば保健師にその研修を受けさせるとか、サポーターとしての認知されるわけですけれども、そこに参加するのでしょうかという質問です。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） まだ多分担当のほうで具体的なことが下りてきていないという状況なのかなというふうに理解をしまして、そういった意味ではその辺町がどう関わるかですとかということも含めて検証をさせていただき中で、内容もできましたら吟味をしていきたいというふうには思っております。先ほどプレコンセプションケアということでお話をしましたけれども、やはり正しい知識をしっかりと知っていただく、年代ごとに。そのことが、今の現状でいくと晩婚化が未婚化につながっていているですとか、いろんなことがあると思っておりますので、そういったことの誤解を解けるような取組というのを私はこども家庭庁に期待しているのですけれども、そういった実質的に少子化を克服できるような取組をこども家庭庁がやれる、できるような、あるいは地方としてもそれをしっかりと実践できるような取組に対して参画をしていきたいというふうに私は思っております。

○議長（高谷 茂君） 佐々木君。

○5番（佐々木常子君） すみません。これ最後でしたっけ。同じところですか。

○議長（高谷 茂君） もう一回できます。

○5番（佐々木常子君） 分かりました。このプレコンの取組というのは、とても大事なことだというふうに思っていて、当別町では進学とか就職とかで若者がどうしても出てい

くという場面は多いかと思うのですけれども、ここが充実してくると一回出ていっても戻ってくる、子育てにはすばらしい町だというふうに私自身も感じていますし、それをまたここを充実させていくことは、とてもそこに大きな意義があるのではないかというふうに思っています。すみません。質問ですけれども、先ほど当別高校で行われているってありましたけれども、ぜひ私も見に行きたいなと思っているのですけれども、それが可能であるのだろうかというのと町長ご自身とかは見に行くようなお考えはありますでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時30分

○議長（高谷 茂君） 再開します。  
町長。

○町長（後藤正洋君） 佐々木議員の高校の出前講座の関係の再質問でありますけれども、再々質問かな。それで、それにつきましては高校から依頼があつて保健師を派遣してまして、学校が公開講座にしているわけではありませんので、そういった意味では学校のほうで許可があればそれは受けれるということがあるかもしれません。ただ、同じような講座を別なときに一定の聴衆のところをお願いをしていただければ、それは同じような講座を開くということは可能かというふうに思っています。ただ、私としては、先ほどから申しまわっているように、このプレコンセプションケアの幅広い人材というか、人生の中で、世界的には5歳から始まっているというふうに言われていますので、そういった5歳から成人期を迎えて、そういった人たちに例えば体の仕組みですとか、いろんな正しい知識を得た上で自分の人生設計をしっかりとかなえていくための知識を持っていただく、そのための努力を行政なり、こども家庭庁がすべきだというふうに思っていますので、あと判断をされるのはそれぞれの個人がどうするかということ判断されればいいと思いますので、そういったことがやはりこれから、これまでの日本の常識が全て正しいということはないと私は思っていますので、そういった間違つたことについてもしっかりと教えていくということは必要かなというふうに思っていますので、そういった教育がされることによって少子化を一部でも克服できるような、そういうこども家庭庁の取組になってほしいなというふうに期待をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 佐々木君。

○5番（佐々木常子君） ありがとうございます。

1の3番なのですけれども、町長先ほども検討してくださるという答えでしたのですけれども、もう少し、すみません、それでそうなのだから納得している部分ではあるので

すが、以前こども園の園長先生と話したときには、性教育は行っていないのだけれども、嫌なことをされたときには必ず嫌だというふうに声をかけて指導しているのだというお話でした。だから、そこが本当にまさに包括的性教育で人権の部分と、だからそこ本当にもう少し進めていただけたらなというふうに思っています。先日の石狩の事件がありましたけれども、児童の虐待死、こども家庭庁の第19次検証結果が発表されています。令和3年の分です。死亡が74名、うち心中以外が50名で、ゼロ歳が24名なのです。ゼロ歳のうちその日、ゼロ日というのが6名、一番多いのですけれども、本当に何かまさにこの石狩の事件そのものだなと思うのですけれども、やはり性教育の大事さというのを感じないではいられない。本当に今町長がおっしゃっていたとおり、小さいときから始めるのが、身につけていきます、そういうことって。さっきも言ったように、体には勝手に触れないとか、そういうことが本当に大人になっていく過程の中でとても大事だというふうに思うので、ぜひ先ほどの検討の部分を強く望みます。すみません。これ質問ではないですね。検討するってお答えしてくださっているので、それ以上は何かないのかなとも思いましたけれども、もし何かあればお願いします。

○議長（高谷 茂君） 4回目になります。いいですか。

町長。

○町長（後藤正洋君） 今ご質問があったことを社会的に解決をしていこうとすると、恐らく性教育の分野だけでは難しいのだろうというふうに思っています。そういった点では、やはり子どもたちにその認識をしてもらうことも大事ですけれども、子どもを育てている家庭、親御さん、そういった人たちに押しつけるわけではないですけれども、大切な価値観というのは何かですとか、いろんなことをもう一度考えていただくという必要が僕はあるのではないかなというふうに思っています。今回も禁錮刑が拘禁刑になったというようなお話がありましたけれども、いろいろと社会が変わっていく中で変化というのは必要なことだと思いますけれども、特に子育てとか家庭を守っていくという中では変化しなければならない部分とそうでない部分等がやっぱりあるのだろうと思いますので、そのところをしっかりと守っていくということがないとなかなか、いろんな対応、多様な対応をしなければならなくなりますので、社会的なまとまりがなくなっていったりですとか、人に対する尊厳の価値が変わってしまったりですとか、そうなってくると何かを守ろうとしても守れないという状況が起きてくるのかなというふうにちょっと私は危惧しています。そういった意味で、当事者の皆さんにそのことを気づいていただくということも当然そうですし、その周りの人たちに対しても同じように気づいていただき、一緒に子どもを守っていくですとか、あるいはそれが広がって、社会が子どもたちを守っていくですとか、そういった社会づくりをしていかなければならないのではないかなというふうに思っています。そういった意味で、今日ご指摘をいただいたプレコンセプションケアについては基本をしっかりと学んでいくということが大事だと思っていますので、表面的なことばかりを教えるということではなくて、そこは生命がどう誕生したかというところまでやっぱり遡るのだと

私は思っています。ですから、そういったところも含めて命の大切さを学校で教えてい  
すけれども、本当の意味での大切さというものをもっともっとかみ砕いて教えていく必要  
があるのではないかなということ今日の佐々木さんの一般質問を聞いて私は強く感じた  
ところでございます。答えになったかどうか分かりませんが、よろしくお願いた  
いと思います。

○議長（高谷 茂君） 佐々木君。

○5番（佐々木常子君） ありがとうございます。

次、1の4というか、教育長にお伺いしたいのですけれども、いろいろ今までも取り組  
んでくださっているということだったのですけれども、先ほど町長のほうにも質問したの  
ですけれども、さっきのプレコンのサポーターの人材育成の話で、教育委員会の職員とい  
う話も明確に出されているのですけれども、その辺については参加していくという考えは  
おありでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） ただいまのところ詳しい情報が私どものほうにはございませ  
ん、正直申し上げて。そういうことでございますので、これがだんだん情報が入ってくる  
中で国や道の状況、動向を踏まえて対応をしてみたいというふうに思います。

○議長（高谷 茂君） 佐々木君。

○5番（佐々木常子君） そのまま続きなのですけれども、今回保健師で性的マイノリテ  
ィーとか、そういうのをやったという話でしたけれども、私もまだ当別高校でやっている  
性教育のは実際に見ていませんから、どういう内容かということまではちょっと分かり  
かねますが、そういう出前講座というのでしょうか、そういうのはやっぱり小中学校でも  
希望としては非常に取り入れてほしいと。少しずつ今入れてくださっているし、今言いま  
したけれども、石狩の件とか見てもやっぱりそれだけで全てが解決するなんていうことは  
ないですけれども、でも大きな大事な点でもあるというふうに思うのです。ぜひ本当にこ  
の部分、ましてそれを、性教育を専門としてやっている保健師のグループみたいなのも  
あるのですけれども、前回質問したのはそういうのを想定していたのですけれども、今回  
当別高校でうちの保健師がやっているというのを聞きまして、そういう部分であれば非常  
に身近ですし、ぜひそこら辺を取り入れてほしいなというのが私の希望なのですけれども、  
どうでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） 様々な研修の中で講師としていろいろな方々に学校では関わ  
っていただいております。そういう中で、子どもたちに最も適した講師がどんなお話をし  
ていただくかということについて情報をまずはたくさん集めて、そしてそれを学校にお  
伝えする。そういう中で、校長と協議をしながら適切な年代に合わせた講師の講義を学校  
の中で子どもたちに向けて展開していくということ、これは必要と思っております。

○議長（高谷 茂君） 以上で佐々木君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告2番、山崎君の質問であります。なお、山崎君より質問するに当たり資料を配付したい旨議長に申出がありました。これを許可しましたので、お手元にお配りをいたします。

○9番（山崎公司君） 議長の許可をいただきまして、通告書に基づき本日は3項目について質問させていただきます。

1項目め、子ども110番の家の現状について質問させていただきます。当別町福祉部の子ども未来課を中心に、とうべつこどもHIRARI計画がこの令和7年の3月に発行されました。本計画は、令和7年度から令和11年度の5年間とされ、計画の策定体制として、まずアンケート調査の実施、子ども・子育て会議による審議、子ども、若者の意見聴取の実施、子育て当事者等の意見聴取の実施、パブリックコメントの実施が行われました。今後の計画が具体的な内容となっております、大変この計画書は参考になります。最近多くの地域で子どもたちの登校時の事故が多く報道されております。このHIRARI計画の基本目標2の主要施策、安全、安心に子どもが暮らせる環境の充実として現状と課題について述べておりますが、全ての子どもが安心、安全に暮らすことができるよう通学に使用する道路の整備や公共交通機関の利便性の向上に努めています。また、子どもが犯罪に巻き込まれることのないよう子ども110番の家の登録の推進を図っております。子どもに危険が及ぶことなく、安心して暮らせる社会基盤の整備は普遍的なものであり、老朽化や劣化が進む道路環境の整備に努めることが必要です。子どもが登下校時に安心して外出できるよう事故や犯罪等の被害を未然に防ぐための対策が求められます。

以上から現状について5点の質問をいたします。1点目、町内の子ども110番の家登録件数と目印としてステッカーやプレートが正確に表示されているのかどうか。

2点目に、通学道路には防犯カメラの設置と警察、地域との連携はどのように現状実施しているのか伺います。

3点目、学校での児童生徒に対する指導要綱の説明はどのように現状されているのか。

4点目、登録者に対する具体的な対応の周知はどのようになっているのか。

5点目、今までこの制度の利用実績はどのようなふうになっているのか、また内容について伺います。

2項目め、これについては先ほど議長言われましたが、資料を添付させていただいております。教育職員の時間外在校等の時間についてです。教育委員会では、当別町立学校における働き方改革推進計画において教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を引いた時間、時間外在校時間超過時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内と目標を掲げております。公表されております小学校、中学校の令和6年度、令和6年4月から今年3月までの資料を添付して、御覧になっていただければと思います。

4点質問します。1点目、各学校から提出されておる内容について、教育委員会としてどのように分析なさっているのか。

2点目、超過時間の原因は何なのか。改善の余地があるのか。

3点目、80時間を超えるケースと特に中学校では100時間を超えるケースがこの資料を見て分かります。健康上問題ないのか伺います。

4点目、役場職員の学校への事務職員執行による教員の負担軽減が可能ではないでしょうか。

3項目め、当別町一体型義務教育学校基本構想の中にあります。独自基準の件について質問いたします。平成30年8月、町の教育委員会で議決した当別町一体型義務教育学校基本構想、当別独自基準は、小学校の1年生と2年生においては少人数による丁寧な指導を充実させるために学級編制の基準を29人とする独自基準を設定しております。その後、令和2年の教育委員会、令和3年度の教育行政執行方針においても独自基準を進めているという発言がされております。さて、西当別小学校では令和5年、6年の児童数が北海道基準の35名を下回りつつも、独自基準の29名を上回る状況になっています。昨年の6月定例会において、佐藤議員からなぜ29人学校を実施しないのかという質問がありました。1年前であります、何か昨日のような印象でございます。その後6月26日、第7回の教育委員会の定例会で改めて協議が始まっております。8月28日の第9回、10月23日の第11回、11月13日の第12回、11月27日の第13回、合計5回の議論の後、同じ日の総合教育会議で議論され、基本構想時の独自基準における少人数学級から北海道基準に基づく当別型複数指導体制にすると確認され、12月の定例会の常任委員会に提案説明されております。

本日は、改めて6点確認の質問をさせていただきます。1点目、令和5年度の西当別小学校1年、令和6年度の1年、2年生は2学級になるべきでありましたが、2年間独自基準の規定が適用されておられません。昨年6月定例会での佐藤議員の質問まで教育委員会内部で本当に確認ができなかったかどうか質問します。

2点目、議会側に何らこの独自基準の適用されない、しないという説明がなかったのはどのような理由なのか。

3点目、教育長から町長部局にこのような実際適用されていないという事実をどのように報告されていたのか。

4点目、太美地区の保護者多数、これ160名以上と伺っていますが、令和6年度から独自基準を実施してほしいという要望書が昨年の7月17日、受理され、12月の19日、返答されております。一方で、少人数学級を実施しております十勝の清水町に状況を視察されております。目的と報告書の説明を求めます。

5点目、昨年12月の常任委員会では、独自基準を北海道基準の35名で運用していくという上で、次の課題があると報告されております。1つ目、まず教室の狭さ。西当別地区の学校は、複数の指導者が教室に入って授業を進める場合には教室が狭く、現在の教科書や端末に合わせた新しい新JIS規格の机や椅子の導入が難しいと。今後当別町の教育を進める上で、教室の広さ、教職員のサポート強化が必要であると。2つ目に、幼保小との接続、接触です。指導要綱が異なるこども園と小学校、特に前期課程でどうスムーズな接続ができるかがポイントになると。引き続き合意形成を図るべく、幼保小接続プログラムの

確実な実施が重要となると。このような2点の課題を現状どのように対応しているのか。

6点目、今回の事項は、地域の保護者、子どもたちに過大な迷惑をかけていると私は思います。行政として業務不履行、ルール違反に私は該当するのではないかと考えております。どのような対応したのか伺います。

1回目の質問を終わります。

○議長（高谷 茂君） ただいまの山崎君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。町長。

○町長（後藤正洋君） 山崎議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、子ども110番の家の登録件数や目印の表示についてのご質問でありますけれども、現在事業所、医療機関、介護施設及び個人宅など合計164件のご登録をいただいております。登録場所にはステッカーを掲示していただいております。私も何件か確認をさせていただいているところで、はっきりと分かりやすい表示になっているかなというふうに思っております。

次に、防犯カメラの設置及び警察、地域との連携についてのご質問でありますけれども、防犯カメラの設置につきましては、今年3月定例会において角田議員からの一般質問にもお答えしたとおり、効果的な防犯対策であると認識しておりますが、プライバシーの保護ですとか、維持管理に係るコスト等の課題もあることから、町といたしましては町内会や地域コミュニティーでの共助による見守り体制を構築しております。具体的には警察や学校、地域と連携をいたしながら、コミュニティ・スクールや地域の防犯連合などを通じて通学路の安全確保や見守り活動をお願いしております。不審者情報が入った際には、役場庁舎内での情報共有や警察、学校等関係機関、防犯協会会員への連絡、事案によりましてはパトロールの実施ですとか学校から保護者へのメールの配信を実施するほか、ヤフー防災、SNSなどを活用し、広く住民に情報提供ですとか注意喚起を促しております。

次に、学校での子どもたちへの説明についてのご質問でありますけれども、児童生徒を事件や事故から守るために学校では自ら命を守る行動を育む安全教育に取り組んでおり、具体的には通学路の遵守や複数人数での登下校、身の危険を感じた際には子ども110番の家や近くの商店のような人のいるところへ逃げることで、緊急時には防犯ブザーを活用して周囲に助けを求めることなどの身を守る行動に加え、何かあった場合には保護者、学校に報告する指導が徹底されていると伺っております。特に登録者に対する対応の周知についてであります。登録者には子ども110番の対応マニュアルを配付をさせていただき、マニュアルに沿ってご対応いただくようお願いをしているところでもございます。その内容は、子どもが助けを求めてきたときの対応要領や聞き取りメモを活用して、子どもから具体的な情報を聞き取る対応が記載されております。また、初めて子ども110番の家にご登録いただく方には、個別に担当から説明をさせていただいているところでもございます。

次に、今までの利用実績についてのご質問でありますけれども、本制度が開始された平

成15年度以降実際に子ども110番の家に助けを求めたという報告はありません。今後とも子どもたちの安心、安全の確保に向け子ども110番の家の周知を図り、登録者の拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上、山崎議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） それでは、山崎議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、教職員の時間外在校等時間についてのご質問ですが、当別町の教職員1人当たりの令和6年度時間外在校等時間の1か月平均は32.6時間となっており、年度初めや運動会、学芸会等の大きな学校行事のある月が多くなり、長期休業のある月は少なくなる傾向にあります。また、小学校よりも中学校のほうが多く、役職では教頭が多くなる傾向があると分析しておるところでございます。

次に、時間外在校等時間が多くなる理由として、教職員の部活動に係る指導時間や教頭の業務量の多さが挙げられます。部活動の指導について、町では現在学校部活動を地域のクラブ活動へ移行する取組を進めており、この取組は教職員の時間外縮減に向けた抜本的な改善につながるものと考えております。また、教頭の業務改善につきましては、DXの推進による業務効率化に加え、各学校に配置されている主幹教諭との業務分担、連携を進めることで、さらなる改善につながるものと考えております。

次に、教職員の健康上の問題についてですが、現在病気や精神的な疾患を理由として休職している教職員はおりません。今後も健康上の問題が生じないよう日常的な心のケアと業務改善に向けた学校の取組を支援してまいります。次に、役場職員の出向についてですが、既に各学校には町が独自で事務補助員の配置を行っており、道教委が配置する事務員の業務負担軽減の役割を担っております。さらに、町が独自で配置している学力向上推進講師や支援員は授業の支援を行うほか、授業の準備といった業務をサポートすることで、教職員の業務負担軽減の役割を担っております。こういった人的配置の支援に加え、学校の働き方改革を推進する上で大切なことは個人から個人への業務移行ではなく、個人から組織への業務移行が重要であると考えます。業務改善に向けた学校の組織づくりを支援することが各学校の働き方改革に寄与し、教職員の負担軽減につながるものと考えております。

次に、当別町一体型義務教育学校基本構想についてであります。昨年6月、佐藤議員の一般質問に対する答弁と山崎議員が委員長をされておりました昨年12月の総務文教常任委員会にて一連の経過については報告させていただき、ご理解をいただいたことの繰り返しになりますが、独自基準は当別町一体型義務教育学校を建設する際に基本構想を決定した以降規則等で独自基準として定めたことはなく、北海道の基準による学級編制を行っておりますので、2クラスになる予定もありませんでしたし、独自基準に関する確認等も行っておりません。独自基準の導入は、基本構想にある少人数、習熟度別によるきめ細やかな指導の充実という目標を実現するべく、手法の一つとして導入しようとしたもので、その

手法を学びを支える人的支援にシフトしても目指す目標は変わらないことから、議会に対する報告はしなかったものと考えております。また、手法をシフトしたときの町長に対する報告に関しては、予算編成時に人的支援に関する予算措置として説明しているものと考えておりますし、昨年11月に町長が開催した総合教育会議において改めて教育委員会としての方向性について報告したところでございます。

次に、清水町への視察に関しては、山崎議員が傍聴されておりました総合教育会議や山崎議員が委員長を務めておりました昨年12月開催の総務文教常任委員会において説明させていただいたとおりでございます。

次に、当別町の課題として挙げた教室の狭さについては、今年3月の山崎議員に対する一般質問で答弁しておりますが、既に西当別中学校の旧パソコン教室をデジタル教材がフルに活用できる広い教室として改修しており、4月から3年生が使用しております。また、西当別小学校に関しても、旧パソコン教室を普通教室で使えるよう改修工事を進めているところでございます。幼保小との接続については、当別町幼保小接続プログラムに基づく定期的な会議の開催や担当者の情報共有の繰り返しが重要であるため、町長部局と連携を密にしながら意思統一を図っております。

通告の最後にある山崎議員からのご指摘についてですが、現在行っております当別型複数指導体制を継続することが今の教育ニーズに最適であり、児童生徒にとってよりよい教育が提供できるものと考えておりますので、山崎議員のご指摘するようなことは該当するとは考えておりません。

以上、山崎議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 再質問させていただきます。

子ども110番の件でございますが、実際平成15年以降報告がないと。無事登下校されておると。それと、登録者の協力も得て、いろいろと対応されているという答弁いただいております。この本については非常にうまく整理がされておりますので、一人でも多くの方が実際これを御覧になると当別の子育て世代の状況が詳しく分かるのではないかと思います。

引き続き質問します。時間外の2項目めのところですが、実際今教育長のほうから答弁いただいておりますが、1番のいろんな内容について分析されていると思うのですが、現実的に一貫教育をやってしまして、実際中学校は非常に時間外が、時間外というか、これ多いのですけれども、分離型と一体型を分けた場合、その辺の時間拘束といいますか、その辺のところの時間はどのような感じになっておりますか。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） 一貫教育に関しましては、やはり後期課程のいわゆる中学校の先生方におかれましては部活動の指導がありますので、先ほども申し上げましたように、部活動の指導をする先生におかれましては時間外が多いということは統計的にも表れてい

るところであるというふうに考えております。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 先ほど2点目のところで超過時間の原因等は特に中学校については部活動等の影響があるということですが、実際指導の在り方についてやはりいろいろと見直していく。先ほどもちょっと教育長触れられておりましたけれども、もっと具体的に教員以外の専門的な指導者を活用していくということはやられていると思いますけれども、さらに進化するようなことが私必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） 先ほども申し上げましたとおり、現在当別町では学校部活動の指導につきまして学校部活動を地域のクラブ活動に移行するための取組を行っております。現在令和9年を目途に全面移行をするべく準備を進めているところでございます。今年に関しましては、先行的にとつづ学園の剣道部を地域移行いたしまして、地域の指導者、それから学校の先生、それから医療大学の学生等、様々な方々に関わっていただきながら指導をしていただいているところでございます。私も現実指導の様子を見に行っておりますけれども、非常によい状態で、そこが進んでいるというふうに思っておりますので、これからも先行事例の中から様々な課題を見つけながら当別町として最もよりよい形の当別町らしい地域部活動を展開してまいりたいというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 分かりました。

3番目の質問です。答弁いただいておりますが、100時間以上超えているというケースがあるのですけれども、実際我々、労働基準法に定める法定労働時間というのは週40時間ということになっております。教員が恒常的にいかに働き過ぎかということになると思うのですが、厚労省が過労死ラインとするのが月80時間以上の時間外勤務と言っていますが、この週60時間以上の勤務はまさしくこれに該当します。実際100時間を超える、この資料見ると何回かあるのですが、具体的にどういう内容でここまでの時間数になっておるのですか。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） 先ほども申し上げましたとおり、繰り返しになって大変恐縮でございますが、時間外の多い先生方は主に部活動の指導をしている先生方、しかも熱心にご指導いただいている先生方であります。さらに、時間外の多い先生の中には教頭先生の存在があります。教頭先生は、非常に多くの文書等のやり取りに関する対応も行っておりますし、さらには生徒指導等、学校の対応、様々広く行っておりますので、どうしても時間外が多くなる傾向にあるというふうに考えております。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 分かりました。とにかく先生の業務量というのは、我々から見ても想定以上のものがあると思います。実際労働基準法の第37条の時間外労働における割増

し賃金の規定が要するに適用除外という先生の場合、現実的に時間外勤務手当を支給されていなくて、一律的に4%ですか、たしか。これに乗じた金額が教職員調整額というふうに、支給されているというふうに知っておりますが、先日6月11日の参議院の中で教員の処遇改善や長時間労働是正に向けた教員給与特別措置法などの改正がたしか賛成多数で可決、成立したという報道があります。それによりますと、公立学校教員に残業代の代わりに今基本給の4%相当の上乗せ支給教職員調整額を来年度2026年から毎年1%ずつ引き上げ、31年度には10%になると。非常に先生というのは大変だという中で、こういうふうに向きになったというのは、非常に私としても素晴らしいことだと思っております。一方で、教育委員会には業務量の管理計画策定を義務づける、働き方改革を推進するという意味合いだと思いますが、給与増と負担軽減を進め、深刻な成り手不足の解消を図るのだということですが、教育委員会においても非常に業務の内容とか時間というのは今まで以上にチェックして改善していくということが私は必要ではなかろうかと思っております。これについては以上ですが、次の一貫校のほうの引き続き質問させていただきますが、よろしいですか。3番目の一体型義務教育学校のほうに移らせていただきます。

先ほど1番、2番については常任委員会等でやったということで、ただ私どうしても1番について理解できないのは、本当に特別基準という、独自基準というものがあつたのかなかったのか。ただ、説明の中ではいろいろと指導要領を変えてやったのだということで、自分としては非常に理解できない内容です。それと、2番目に議会側に何らこの説明がなかったということも、先ほど12月にということですが、これは2年間全く施行されていないわけですが、2年間。佐藤議員が質問して、改めて5回に及ぶ教育委員会の会議があつたということは、一応その議事録等を見ていると、そういう事実が30年にあつたという前提で物事を議論しているわけです。ですから、私はそれはどうしても教育長が言われる、それについては全く触れておりませんが、こういうことで議会側のほうにも、1年目に仮にそれをやらなければこういう理由で今調査なり改善しようとしているので、こうだということが丸2年全くないわけですが。私は何でこういうことを言うかという、3年前から常任委員会の委員長をやっていて、現場を見に行ったり、いろんな形で改善、もちろん教育委員会の職員とも行っておるのです。そういう中で、全くそれを触れないで、ずっと佐藤議員の質問以降も、それと先ほど言いました4点目の中で160人近い保護者から何とか6年度から再開してくれという要請書が来て、7月17日に受理して、12月19日に総合会議等の内容を踏まえて返答されているわけです。ですから、その過程にはそういった特別、独自のルールというものを分かった上で議論しているわけです。それをやっぱりどうしてそういうふうになっているかというのは、私もあるいは保護者、太美地区の住民もどういうふうになっているのだろうと。それと、やっぱり一番保護者から出ているのは、先ほども言いますように、これは5点目の質問の中で、教室の狭さということは再三3年前から申し上げています。今中学校だけの変更になって、新たに小学校についてもやっておるのですけれども、教育長は部屋の大きさというのはもちろんご存じだと思います。

○議長（高谷 茂君） 山崎君に申し上げますけれども1番、2番、3番、4番、5番と全部今触れられているのですけれども、全部一括で質問するということですか。

○9番（山崎公司君） また戻ります。今戻ります。

3番目の教育長から町長部局に予算のときに説明されたと言ったときは、この特別ルールをやらないということですか。予算編成のときにどういう内容で説明されているのか伺います。

○議長（高谷 茂君） ちょっと整理をさせていただきます。

1番から3番まで一括、一つの質問ということによろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） 先ほど来の繰り返しになりますこと誠に恐縮でございますが、山崎議員が委員長をされておられました昨年12月の総務文教常任委員会にて一連の経過についてはご報告させていただきました。そして、一定のご理解をいただいたものと考えております。独自基準に関しましては、当別町一体型義務教育学校を建設する際に基本構想を決定した以降規則等で独自基準として定めたことはなく、北海道の基準による学級編制を行ってまいりましたので、2クラスにする予定もありませんでしたし、独自基準に関する確認等も行っておりません。

町長に説明した時期についてでございますが、手法をシフトしたときの町長に対する報告に関しましては、予算編成時に人的支援に関する予算措置として説明をしているものと考えますが、これは前の教育長と前の町長がどのようなお話をされたかということに関しまして調査の及ばないところでございます。したがって、そのことを踏まえて行政の連続性を考えた中で、私は今の教育行政を預かる者として議会に対する説明が足りなかったということで陳謝をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 私としては、今教育長が言われている流れの中はどうしても理解できません。教育長から町長部局に予算編成の際に報告されたという説明をいただいておりますが、町長に質問いたします。この件について、どのような形で教育長から話あって、分かったと、やらなくていいというふうに町長は言われたわけですか。これをお答えいた

だけますか。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時33分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

教育長の答弁から再開します。

教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） 先ほど来繰り返しになりまして大変申し訳ございませんが、独自基準を道の基準等に反して行うということになりますと、当然のことながら規則等で町がそのことを決する、決める必要があるというふうに考えております。そういう中で、規則等が一度も決められたことがない。実際に学校の子どもたちは3月、4月のところで入学はいたしますけれども、3月の段階までに入りは様々あるわけです。そこで1人増えたり減ったりということも様々あります。そういう中で、その準備を全くせずにいきなり独自基準が始まるということにはならないというふうに私は解釈しております。そういう中で、規則等が決められていないということは、そのことが独自基準として実行されるということにならないというふうに思っております。そういう中で、前の教育長がどのように判断をされて、どのように町長とお話しになったかは臆測でしかなくなりますので、私どもの判断ではつかないところでございますが、ただし現在預かっております私と現町長の間におきましては、昨年11月に町長が開催した総合教育会議において改めて教育委員会としての方針をお伝えさせていただいて、それに対して了解をいただいた、このことは事実でございます。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 3点目のところは分かりました。

4点目の質問の中で、多くの保護者から要望書、とにかく。要望書は、必ずホームページに従来はファイルされています。この件と、それと清水町に行かれた報告書、これは必ず教育委員会の中のホームページにこういうことあったという事実をやっぱり周知、我々も知りたいですから、それは入れていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時38分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） 要望書に関しましては、相手先のあることをございますので、公開の内容について了解を得ないで一方的に公開することにはならないと思いますので、そのことについて検討させていただきます。また、清水町に関するものに、視察に関する内容につきましても詳しく総務文教常任委員会の中でご報告したつもりではございますけれども、それにつきましても公開について内部で検討をさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 山崎君に申し上げますけれども、要望書の件については質問のところの清書の中にはありませんので。それは山崎議員がさっき発言の中にはあったかもしれませんが、ここの私どもが頂いています質問要旨の通告の中には要望書の件についてはありません。これは、山崎さんに同意をいただいてこうなっていますから、その範囲内で質問するように。

山崎君。

○9番（山崎公司君） 確かに通告書には削除しております。いずれにせよ、清水町については内容をできれば書いていただきたいと思います。

5点目の質問をさせていただきます。要は教室の狭さと、それから保育所との、こども園との連携が非常に課題があるということとなっておりますが、現実的に教室がご存じのように一貫校は1人頭1坪です、たしか。西当別小学校は、その半分以下の畳1枚なのです。これが佐藤議員が質問した1年たっても、現状まだそういったところの改善はされておられません。それと同時に、先日、3月のときではこれから教室を大きくするというお話ですが、現実的にまだできていないですよ。それと、4月12日の父兄参観日に私行きて、状況見ましたので、これも皆さんに披露しておきます。1年生は今年また34名です。それと、5年生が特別を入れた38名なのです。これもちょっと私疑問なのですが、教育委員会のホームページには毎年児童生徒数というのは5月1日現在のが毎年出ているのです。今年は今朝現在、その数字はまだ更新されておられません。何か出せない理由があるのかどうか。ですから、やっぱり教科書とか何かも非常に多くなって、自分で持っていったものを置く場所がないと。ですから、やはりそのときも父兄から言われました。やっぱり三十四、五名入っていると本当狭いのです。それで、5年生の三十七、八名のときは、半分の父兄が廊下から参観を見るというふうな現状です。ですから、そういったことをやっぱり早く対応していかないと、ただ子どもについて我慢しろと。トイレ一つ取ったって、私は隣の小学校2年生の子どもに3年前に何か学校どうなのだという話をしたら、トイレをまたげないということが出てきました。それから常任委員会でも結局2回ぐらい行って、とにかく洋式化にしてくれと。その子が5年生になりました、今。5階、3階の5年生、6年生はトイレがありません。また、計画も今回聞いたところありません。なぜ子どもがこういう状況だと、あるいは父兄からもいろいろと言っている中で何でアクションを起こせないのかというところを質問いたします。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前 1 1 時 4 3 分

再開 午前 1 1 時 4 4 分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） 学校の改修に関しましては、最短で予算の執行をするべく現在努力をしているところでございます。そういう中で段取りはありますので、今日言っておいた解決するという事にはならないことは、ほかの工事関係においても同じであるというふうにご理解いただきたいというふうに思います。その上で、机に関しましてですけれども、現在使用しております机の前方にアタッチメントをつける形にしまして、机の広さを確保するように用意をして、学校に配付をしているところでございます。また、先ほども申し上げましたとおり、西当別中学校、西当別小学校につきましては、少しでも環境がよくなるように今準備をしているところでありますし、西当別中学校につきましては環境を整えたおかげで非常に3年生、快適に授業をしております。そして、子どもも、それから先生方からも非常に使いやすいということで評価をいただいているところでございます。先ほど来教室が狭いというお話を何度も議員からお聞ききしているところでございますけれども、先ほど1年生のお話しされておりましたけれども、多分議員のイメージとしては男子の子どもと女子の子どもが2つの机を合わせて、そして何列か並ぶという旧来の学級のつくり方、それをイメージされて、通路が狭い、通路がないというふうにならざるを得ないのです。ですけれども、今の教育は例えば1年生であれば扇形に机を配置して、子どもの顔が先生から全て見えるような状態で教育的効果を狙う。また、コロナ以来子どもたちはソーシャルディスタンスに対して非常に関心が高い。そういう中で、机をつけるということに抵抗のあるお子さんたちもいらっしゃるのです。それから、それを感じている保護者の方もいらっしゃいます。そういう中で机を一つ一つにしていますので、当然のことながら通路が狭くなる、これは事実であります。しかし、それを補うためにICTの教育があるわけです。当別の場合は、1人1台端末を活用するために全学級にビックパッド、電子黒板を配置しております。これなかなかないのです、全道的に見ても。電子黒板を配置することによって、先生の手元で子どもたちの意見が全て集約できます。そして、それをさらに電子黒板に対して映し込むことができます。そういう中でICTの活用をしながら机間、いわゆる机の間を先生が頻りに巡って歩かなくても子どもたちの指導できる、その体制を整えているわけです。これは、非常に当別町として予算をかけていただいております。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） ぜひ教育長も先ほど言いました小学校1年生と5年生の教室、今の状況、5年生の場合は先生の教壇が廊下に出ています。中に置けないのです、狭くて。だから、実態をもう少し教育委員会の方が、教育長、最新、御覧になっていますか。最新の状況、1年生と5年生の教室がどういう状態になっているかというのは御覧になっていますか。ぜひ御覧になっていただきたいと思えます。

6点目の最後の質問をさせていただきます。行政としては業務不履行、ルール違反に該当するのではないかという質問に対して、そういったことはないという答弁をいただいています。これは、11月27日開催の令和6年度第1回総合教育会議、私そのときは傍聴しました。そのとき議長である町長からこういう言葉がありました。幼稚園や保育所の園児児童数が分かっていると、大体何年後にはこれぐらいの人数になることは分かっていたことと思うと。議会の場でも議論したと思うけれども、教育委員会としてもその点が欠落していたということを大いに反省すべきであるというふうに議長である町長が言われています。そういうことです。ですから、こういうふうに佐藤議員から始まって、ずっと要望書が来て、またいろいろとやって、最後の11月21日の総合会議で議長である町長からこういうことをきっちりと言われております。

それで、ここで質問です。該当しないということでは言われていますが、私も学校を卒業して、50年以上民間企業で働いております。仕事の中で社内の就業規則に違反し、信頼すべき取引先や消費者に対しクレーム発生した場合、その度合いによりますが、現在例えば賞与の減給、役職の降格、場合によっては依願退職、このような状況を私何回もこの50年間で見ています。それぐらい私は中身が、私行政もルールに基づいて、町民が理解できるようにやっぱり業務遂行していくのが基本だと思います。ですから、もう一度教育長に申し上げますが、先ほどの総合会議でも町長がはっきり言っているわけです、こういうふうに。教育委員会として欠落して、反省しないといかんですよって言われていて、現実的に全然関係ありませんという先ほど6番のところの説明、答弁でしたけれども、私の考えはそれではなくて、やっぱり社会一般としてはそういう形で推移しているけれども、今回のことについては一切問題ないという認識は変わらないわけですか。

○議長（高谷 茂君） いいですか。

教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） 先ほど来申し上げておりますとおり、議会に対する説明が不足したということにつきましては、謝罪をさせていただいたところでございます。

それから、もう一つ、授業参観の件でございますが、恐らく山崎議員よりも頻繁に学校には参っております。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 昨年の総合会議の私の発言を取られましたけれども、私そのときに発言は確かにしているのだろうというふうに思っておりますが、どういう文脈で発言をしたかというのを今ちょっと考えているのですけれども、恐らく教育委員会として最善の

策を常に考えるという一般論で私は申し上げたというふうに記憶をしているのですが、多分そういう意図で発言していると思います。それで、今回少人数学級につきましては、先ほども議論がありましたけれども、以前の教育長が小中一貫校を目指すという前提で協議をされていて、当時の町長とは協議をしていたかもしれません。ただ、私がその後引き継いだときに町長からそのことを引き継いだという事実はありませんし、先ほど予算のお話も出ていましたけれども、当然少人数学級を実施をするということであれば、予算化をしっかりとするための努力を教育委員会もしていたというふうには思います。ただ、それ以上の教育効果を上げるための教育予算を上げていたということになりましたし、その結果が私は出ていたというふうに思っていますから、それで昨年の6月の定例会での議会での議論を踏まえた上で過去をしっかりと検証して、そして改めて教育会議の中で今行っている教育についてどうかという判断をさせていただいたということでございます。なおかつ、それと並行して太美地区の皆さんからいろいろと要望書も出されましたが、そのことについても教育委員会は検討をさせていただいて、12月だったと思いますけれども、要望出された皆さんに教育委員会として返答させていただいたときに、直接私そこには出ていませんでしたけれども、教育委員会としての答弁といいますか、返答書というのか、その説明を要望書を提出していただいた団体の皆さんは一定の理解をさせていただいたというふうに聞いております。またなおかつ、その一連のことにつきまして議会の皆さんにも総務委員会を通じて報告もさせていただき、その時点で異論がないという前提で私どもは今のやってきたこと、そして今行っている教育が議会の皆さんにも了解されているという認識で進めておりますし、今私が総合教育会議を主催する者としても今の教育行政については間違いがないというふうに思っておりますので、今後もその方向で進める決意でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（高谷 茂君） 以上で山崎君の質問を打ち切らせていただきます。

ここで1時まで休憩とし、佐藤君の一般質問から始めます。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

次に、通告3番、佐藤君の質問であります。

佐藤君。

○6番（佐藤 立君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を始めます。

3月定例会の一般質問に引き続き、町内の交通について質問をいたします。3月定例会では、町民の移動ニーズを継続的に確保するための大きな課題である運転手不足という側

面から主に交通サービスの提供側の観点から質問をいたしました。今回は、実際にサービスを利用する町民の視点からの質問をさせていただきます。

質問の要点を先に申し上げます。現在当別町では様々な移動は自家用車で移動できることが事実上の前提となっています。自家用車で動くことができれば、多少の制約があったとしても通勤、通学、通院、買物など大きな支障はありません。しかし、自家用車があることを前提とした体系をこのまま続けることはできません。皆様ご存じのとおり、1988年に札幌大橋が開通したことにより太美地区を中心に人口が増加をしました。1990年から2000年までの10年間でおよそ5,000人の人口増となり、2000年には2万778人という人口のピークを迎えています。それから30年が経過をしました。当時転入された方々の多くは既にリタイアをされたか、間もなく定年を迎える年代です。65歳以上の人口割合を示す高齢化率は現在40%弱、このままの傾向が続けば2040年には50%を超える見込みです。また、85歳以上の人口は、2040年には今の1.8倍になる見込みです。70歳を超えると運転免許の自主返納が増える傾向にあります。このことを踏まえれば、今後運転免許を持たない高齢の方が大きく増えることが予想されます。実際に町内でも免許を返納された方、これから返納を考えている方が多くいらっしゃいます。そうであれば、徒歩と公共交通で必要な移動ができる町へと転換をする必要があります。また、これは高齢者に限った話ではありません。子どもたちにも同様に移動の足の課題があります。中学校の部活動が拠点校方式へと移行したことにより太美地区、当別地区相互の移動が必要となりました。これまで議会でも繰り返し指摘があったとおり、部活動の時間とふれあいバスの時間の調整はまだ十分にはできていません。また、スクールバスの部活便が運行されているのは一部の地域のみです。習い事や少年団活動なども保護者による送迎ができるかどうかで子どもたちの体験の幅に影響が生じています。繰り返しになりますが、現在の町内の移動は自家用車があることが前提となっています。そのため、必然的にご自分で運転ができない子どもたちや高齢者には様々な制約がある状況です。特に85歳以上人口が今後急増することを踏まえれば、徒歩と公共交通で必要な移動ができる町へと転換する必要があります。これは高齢者向けの施策ではなく、一義的には子どもたちや高齢者など自ら車を運転できない方の移動の足を確保すること、それと同時にご家族や知人による送迎の負担が軽減されることで、全ての町民にとって生活の質を上げることにつながる極めて重要な施策であると考えております。

以上を前提に今後の町内の交通政策についてお尋ねをいたします。1点目、自家用車を前提とした町から徒歩と公共交通で必要な移動ができる町へと転換をすることが必要ではないでしょうか。

2点目、坂道が多いスウェーデンヒルズを含め、太美地区でも自宅から乗車できるデマンドバスを運行することが必要ではないでしょうか。

3点目、当別地区を中心に江別市内へ通院したいというニーズが根強くあると認識をしています。ライドシェアやタクシー助成など手法は問わないものの、江別への公共交通を

再開させることが必要ではないでしょうか。

4点目、札幌への通院が集中する早朝など町内のタクシーが不足する時間帯にライドシェアを導入することが必要ではないでしょうか。

5点目、デマンドバス等の運行時刻について、他の送迎バスとの乗り継ぎや札幌の病院の外来予約時間等に合わせて利用できるようにするなど、利用者のニーズに合わせた調整を行うことが必要ではないでしょうか。

6点目、太美地区の子どもたちがとうべつ学園水泳プールを利用する際に運賃を無料にするなど、子どもたちの体験活動を促進する仕組みを導入することが必要ではないでしょうか。

7点目、部活動、少年団、習い事など活動の種類を問わず、放課後や学校休業日に子どもたちが活動に参加できるよう公共交通を整えることが必要ではないでしょうか。

8点目、今後町内の交通体系を再編する際には医療機関、店舗、教育機関、JR、少年団などの活動団体など利用者の用務先と緊密に協議し、公共交通を利用しやすい環境を町全体でつくり上げることが必要ではないでしょうか。

最後、9点目です。徒歩と公共交通で必要な移動ができる町へと転換するためには、現在の事業費にこだわらず、十分な予算を確保することが必要ではないでしょうか。

以上、9点質問させていただきます。

○議長（高谷 茂君） ただいまの佐藤君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 佐藤議員の一般質問にお答えをいたします。

今回議員から様々なご提案をいただきました。私も首都圏など都市部と同等の公共交通体系を構築することができれば、町民のあらゆるニーズに応えることができるものと考えますけれども、この場合現在の車両だけでは到底対応することができず、また新たな車両購入をはじめ、現時点でも不足しております運転手をさらに確保しなければならないなど、膨大な運行経費が伴うことになるというふうに思料いたします。また、この運行経費を賄うためには今まで以上に収入を確保しなければならないことから、運賃の相当な値上げは避けられず、公費で賄う場合は限られた財源の中で教育、福祉、公共施設の維持等の施策に向けた様々な事業費用を大幅に削減して、そちらに充てなければならない、そういった状況に陥ることになるのではないかというふうに考えます。私も充実した公共交通の必要性というのは重々承知をしておりますが、これらのことを踏まえた上でそれぞれの質問について答弁をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、徒歩と公共交通で必要な移動ができる町への転換の必要についてということでありまして、町の公共交通といたしましては全ての方の自由な移動に対応できるほど利便性が高い状況ではありませんが、最低限必要な移動ができるよう移動手段の確保しつつ持続可能な体系を構築しておりますので、利用状況などを踏まえ、常に工夫していくことが必要であるというふうには考えております。

次に、太美地区でのデマンドバス運行の必要についてでありますけれども、議員もご承知のとおり、本町地区におきましては平成27年まで定時定路線型の市街地循環線を運行しておりましたが、空車で走るバスがあるなど利用が少なかったことから、予約があった際に運行するデマンド型に切り替えて運行しております。その一方で、太美地区は札幌市への通勤、通学者を中心に一定の利用がありますことから、デマンド型よりも現在の定時定路線型の運行が適しているものと考えております。

次に、江別市への公共交通の再開の必要性についてであります。平成28年3月まで運行しておりました当江線につきましては、通院での利用はあったものの、通勤、通学などの定期利用はほとんどなかったことから、利用者の減少に伴い廃止した経過がございます。また、現在は町内の医療機関も増え、医療提供体制が向上しており、町内の医療機関へ通院する町民も増えてきている状況などから、運行経費をはじめ運転手や車両の確保、利用者の見込みなどを総合的に勘案しますと、当江線を再開させることは難しいと判断をさせていただいているところでもあります。

次に、タクシーが不足する時間のライドシェアの導入についてでありますけれども、ライドシェアの導入につきましては検討を進めておりますが、議員もご承知のとおり制度上タクシー事業者等が国土交通省から許可を受けた後、当別圏においては原則金曜日と土曜日の16時台から翌5時台までの間で運行ができるものとなっております。このため、議員ご提案の札幌市内へ通院が集中する早朝に国土交通省から運行の許可を得るためには、常にその時間帯でタクシーが不足しているということが条件となることから、現在のタクシーの運行状況を踏まえ、ライドシェアによる解決は難しいと判断をいたしております。

次に、デマンドバス等の運行時間についての利用者のニーズに合わせた調整の必要性についてであります。デマンド型につきましては可能な限り利用者のニーズに合わせて運行をしてきております。しかしながら、定時定路線型とは異なり、乗車人数や乗降場所等によって乗降時間が変動するといったデマンド型の性質上、ご提案の全てのニーズに対応することは難しいと判断をしております。

次に、子どもたちの体験活動を促進する仕組みの導入についてであります。議員もご承知のとおり、コミュニティバスは定額制運賃を採用しておりまして、小学生は100円で乗車できるなど他の公共交通と比較しても運賃は安価に設定しております。また、子どもたちの体験活動を促進する仕組みの一つとして、学校の長期休暇に合わせて格安の子ども定期券なども発行し、子どもたちのあらゆる活動において気軽にバスが利用できる取組を行っております。

次に、子どもたちの活動に合わせた公共交通の整備と町全体で利用しやすい環境をつくる必要性についてであります。議員のおっしゃる全てのニーズに合わせた公共交通の構築は困難ですが、日常生活において気軽に利用できる公共交通を構築することにより利用が増え、持続可能な地域公共交通体制の確立につながるものと考えております。このこと

から、今後も町民の利用ニーズを的確に把握し、利用しやすい公共交通の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、現在の事業費にこだわらず、十分な予算を確保する必要性についての質問がありますが、繰り返しになりますけれども、議員ご提案の内容につきましては公共交通の充実につながるものと考えますが、その一方で膨大な運行経費となり、運賃の値上げと公費負担が伴うこととなります。私は、他の行政サービスを低下させることなく、持続可能な公共交通体系を確保することが何より重要だと考えておりますので、そのために必要な予算を確保することは当然のことと考えております。

以上、佐藤議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） それでは、各項目について順番に再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、冒頭町長のほうから全体的なお考えの部分で首都圏と同等の体系というのは膨大な費用もかかるし、非常に難しいというようなお話がございました。私が申し上げている徒歩と公共交通で必要な移動ができるというのが、例えばのイメージですけれども、札幌の中心部であるとか、東京の山手線の圏内の中であるとか、ああいった完全に公共交通が充実をした体制をとというふうに想定をするのであれば、それはもちろん膨大な予算がかかることとなりますし、当別町の地理的な状況を考えてときに、それはできれば理想かもしれないですけれども、あまりにも理想のレベルが高過ぎるものではないかなというふうに思っております。大前提としまして、自家用車で移動するのと比べて徒歩や公共交通を前提とした必要な移動ができるというのは、自家用車ほどの利便性が常にあるかといえば、それはもちろんそこまでの利便性は求めることはできないのだというふうに考えております。ここ公共交通というのは利用される方と提供側と、そしてもちろん最終的には町民の方々の税金から必要な事業費を確保して運行していくわけですから、3者がお互いに理解をしながら、どのラインであれば当別町で持続可能な体制をつくることのできるのかというのをしっかりと考えていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

以上を前提とした上でですけれども、まず1点目、徒歩と公共交通で必要な移動ができる町へ転換することが必要ではないかという部分についてでございます。この部分について、全ての方の自由な移動を確保することは、それは難しいというようなご答弁がございました。この点については、私も全ての町民の方が自分の必要なタイミングで必要な移動ができる公共交通をつくることが可能だと、現実的だとは思っておりませんので、そこまで求めているものではございません。一方で、現在最低限の移動のところが確保できているのかという点の一つ大きなポイントになるかと思っております。この最低限というものをもって最低限とするのかというのは非常に難しいところでありましてけれども、冒頭に申し上げた当別町の人口の動向ですとか、今まさに車を手放すかどうかを悩んでいる方が多くいらっしゃる、この状況を考えたときに、過去よりも公共交通に頼らざるを得ない方が増え

てきている。そして、2040年までには85歳以上の方の人口が1.8倍になることを踏まえれば、そういった方々はこれからも確実に増えていくというふうに考えております。そうしますと、現時点で町内で維持できている、組み立てられている公共交通よりもより徒歩と公共交通に寄せた形にしていくことというのが少なくとも必要ではないかというふうに考えております。

そこでまず、1点目の確認ですけれども、これは私の最初の質問で少し誤解をさせていたら申し訳ないのですけれども、徒歩と公共交通で必要な移動ができる町というのは、全ての方が徒歩と公共交通で自由に移動ができる町ということではなく、これからの人口の動向、高齢者の方が増えていく動向等を念頭に置いたときに現状よりも徒歩と公共交通での移動の利便性をより高めていく必要がある、そういう認識で私は質問しておりますけれども、まずこの点について改めて町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 佐藤議員の再質問にお答えをします。

今徒歩と公共交通で移動を考えるという点では、総合的な部分は恐らく同じ思いだと思いますし、その必要性について、あるいは将来そういったことが必要になるという認識でも同じ思いであるというふうに認識をさせていただいております。ただ、利用状況ですとか、そういった点では今どう形を変えていくべきかという反省は常に行って、見直しをしてきておりますので、そういった点では公共機関としての、公共交通としての最大限の利便性を発揮をしていくということでは、私は常に努力をしなければならないというふうに思っております。特に公共交通を使うという点では、ゼロカーボンをどう実現していくかということともつながっていきますので、そういった点ではそういった意識の醸成も含めて公共交通の在り方、あるいはなるべく自家用車ではなくて、移動手段を公共交通あるいは徒歩に変えていくというようなことを皆さんにお願いをしていくということは、将来的に必要なのかなというふうには思っております。

それと、今当別町がそういった意味でふれあいバスですとか、そういった取組をずっと先進的にしてきておりますので、実際に個々の対応で十分でない部分はあるということ認識はしていますけれども、当別の公共交通体系の在り方というものが、ご自分たちがご高齢になって免許を返納したときに今まで住んでいた地域よりも当別に住むほうが利便性が高いということで移住してきていただいている方も実態としてありますので、そういった意味では高齢化社会を支えていく、高齢化率が高くなっていくというお話がありましたが、やはりまちづくりはそのまま何もしないということではなくて、しっかりと高齢者を支える人たちにも入ってきていただいて、そういった人たちと一体となって地域を支えていくということが必要となってくると思いますので、そういった点で単純に高齢化率が何もしなければ上がっていきますけれども、そうしないための努力をしながら足の確保をしていくということは必要かなというふうには思っております。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） 大きな方向では、公共交通の重要性というのは町長も認識をいただいていると。その方向で動いていらっしゃるということでしたけれども、先ほどから私が申しあげましたのは、やはり今現に例えば車を手放したりですとか、結構ご高齢になるとご自身の都合でというところもありますけれども、例えば息子さんとか娘さんからそろそろ気をつけてねというようなお話があって、それでやむを得ず手放すという方もいらっしゃると思います。そういったことで、実際に今まで車で移動である程度のカバーができていたところから車を使わない生活に移らざるを得ないという方々が現実にも当別町内では、別にこれから発生するというのではなくて、現時点でも既に多くいらっしゃいますし、それがこれから確実に増えていくであろうなという社会の情勢であります。そういった中でありますと、やはり町として当別町に住み続けていただくためには、仮に車を手放す、ご自分で運転できなくなったとしても通院ですとか買物ですとか、またはお子さんであれば例えば習い事だったりですとか、お友達とちょっとお茶に行くだとか、そういったこともあるかもしれないですけれども、日々の移動の中で自家用車ほど便利ではないけれども、最低限の移動というのはしっかりとカバーをしていきますよと。なので、当別町で例えば少なくともずっと病院のお世話になるような状態になるまでであれば、しっかりと当別町で暮らしていけますよというメッセージを出していくということが今後重要ではないかというふうに思っております。私も様々な方のお話をお聞きをしていく中で、実際に、これは個別のケースですけれども、実は息子さんが町外にいらっしゃって、出ていくのが決まっているのですというような方ですとか、本当は暮らし続けたいのだけれども、なかなか移動することができなくて、病院に行くのも苦しくて、例えばこれふれあいバスが走っているから、確かに走ってはいるのですけれども、家からバス停までのちょっとした距離を歩くのがやっぱりご高齢になると負担になってきたり、けがをされていたり、腰を痛めていたりするとその距離を歩くのが負担になってきたり、あとはデマンドバスについても、実はデマンドバスの仕組みって私すごく充実した仕組みだと思っていまして、まだ当別側だけですけれども、予約をすれば1日7便、8便ぐらいの時間帯で200円でかなり充実した利用ができます。ただ、これは受け取り方の問題かもしれないのですけれども、予約をして、自分たちのためだけにバスに来てもらうというのが申し訳なくて、一回利用したのだけれども、その後なかなか継続して利用するのができなかったのだよねというような方もいらっしゃいます。これ決して全体の話をしているのではなくて、あくまでも個別のケースですけれども、恐らく徒歩と公共交通で皆さんで助け合いながら一緒に移動していけるのだよということまで、多くの町民の方がそういうふうに共通の理解を得るところまでは残念ながらまだいっていないのではないかなと思っております。もちろん全てのニーズをカバーすることはできないので、カバーし切れないところも出てくるかと思いますが、まず大きな方向性として当別町ではこれから幾つになつたとしても徒歩と公共交通で通院、通学、買物、その他最低限必要な移動というのはできる町なのだということをしっかりと打ち出していくということが必要ではないかと思っておりますけれども、その点についてもうー

度だけ町長のお考えをお伺いできますでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 今佐藤議員から再々質問ありましたが、基本的にはご高齢の方ですとか、あるいは障がいを持たれている方、あるいはお一人で外に出られて買物ですとかいろんなことができないという状況の方については、できる限り寄り添いたいという気持ちは私は持ってはいます。ただ、やはり何事にも公平性というものを行政サービスでは勘案していかなければなりませんので、そういった意味で自助、共助、公助という形で福祉の在り方も含めて、そういった人たちにどう寄り添えるかということは考えなければならぬと思っています。ただ、バスの路線のことに關しての質問ですから、そこに限ってお話をさせていただきますと、先ほどから言いましたように、それぞれの移動手段の確保をなるべくであれば寄り添ってさせていただきたいと。でも、そのときに利用状況ですとか、いろんな持続可能な体系をどう構築できるかですとか、そういった最大公約数をどうまとめてサービスの質を上げていくかということは常に考えなければならぬというふうに思っていますので、そういった積み重ねが現状の変化に合わせて変えていくことができるのであれば、一定のご高齢の皆さん、あるいは移動手段を必要としている方たちに寄り添うことができるのではないかなというふうに考えていますので、その状況、状況、あるいはいわゆる民間のタクシーですとか、そういったこともありますので、そういったことも加味しながら公的に何ができるかということは総合的に判断しなければならないというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） 私としては、やはり大きな方向性というのはしっかり打ち出していきたいなというふうに思っておりますが、今ちょうど町長から状況、状況に応じて、またタクシーですとかも、様々なバスに限らない移動手段等も含めてというような、含めて考えていく必要があるのではないかなというようなお話もございましたので、ちょっと質問の流れとしてもこの後具体的なお話になりますので、次の質問のほうに入っていきたいと思っております。

これから先は、かなり個別具体的なところも質問をしておりますので、再質問で全てを再質問できないかもしれないですけども、要点を絞ってさせていただきたいと思っております。まず、2点目のところですけども、太美地区でのデマンドバスの運行、これについては議会の中でも以前にも幾つか様々な質問があったかと思っております。また、町長から当別地区での定時定路線をデマンドバスに転換したのと比べての太美地区での通勤、通学の一定の需要というご説明がございました。その前提については、十分理解をしておりますが、例えば今年度からふれあいバスの青山の路線については朝と夕方の時間帯、定時の路線を残しつつ、日中にデマンドの路線を運行しました。これデマンドについては、今までも多くの場合利用が減っていく中で、より効率的な運行をするためにデマンドバスを導入していくという流れがあったかと思っておりますし、それはそれで一つ大きな方向性だと思っております。

ます。ただ、デマンドバスにはもう一つ非常に大きなメリットがありまして、それがご予約をした方のご自宅の前までお迎えに行くことができる。先ほど足がちょっと、歩行に困難があつてというような方のお話もしましたけれども、例えば当別って全体的にはほぼ平地なところが多いので、私もあまり坂のイメージがなかったのですけれども、スウェーデンヒルズ地区ですと坂の下のほうに住んでいらっしゃる方がバスに乗ろうとすると、坂を上がって上まで行かなければいけないところが、もちろんもともとそういう場所で生まれ育つたということではなく、その環境を好んで、いい環境としてお住まいになっていただいているので、全く同列に話せないことかもしれないですけれども、やはり場所、場所によってはどうしてもバス停まで行くのがなかなか大変だという方は今後も増えてくるというふうに思っております。そうしますと、単純に経費を節減するという意味ではなくて、なるべくご自宅のそばから乗っていただけるという意味で予約型のバスの必要性というか、利便性というのも出てまいります。そうしますと、例えばですけれども、先ほど町長がおっしゃったとおり、通勤、通学には一定のニーズがございます。一方で、日中の時間帯になるとそこまで固まったニーズがあるかという、決してそこまででもない。また、これ先の話なので、何とも言えないところがありますが、現在あいの里の医療大学の病院に通院されている方も、太美地区、当別地区、多くいらっしゃいますけれども、その病院がこれからどうなるかも分からないところなので、これは若干仮定の話になりますけれども、定時定路線での日中の利用というのは今後減少していくことも十分に見込まれます。そうなったときに通勤、通学で定時定路線で走らせるべき時間帯とむしろご自宅のそばまでなるべく寄って運行する時間帯と、そういうのを組み合わせていくというのは既に青山線でも実績がありますので、これは十分に検討すべき課題ではないのかなと思っております。決して太美地区だけでというよりは町内全体の話だと思いますけれども、そういった意味で単純に通勤、通学の一定の需要があるからデマンドバスが適切でない、デマンドバスにする必要性がそれほどないということではなく、利用される方のニーズを踏まえていったときに通勤、通学の一定の利用と組み合わせる形で、特に利用が少ない時間帯にご自宅のそばまでお迎えに行けるようなバスを運行する、そういったことも検討していく必要があるのではないかなと思っておりますが、この点については町長のお考えいかがでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 再質問ありがとうございます。基本的には、先ほど申し上げましたように、太美地区はJRと連動させて運行しているという状況がありますので、まずはその列車に間に合わせるという前提で行っています。ですから、検討していないという話ではなくて、検討しているのですけれども、例えば今議員がご指摘いただいたように、時間帯でなくて日中の時間、例えばあいの里の今の病院がそのまま続くとすると、そこまでは、それでも何時までという時間が設定されるかもしれませんが、時間の制約なしに一定程度の人をご自宅から乗っていただいて、目的地までお送りをする。その時間的制約がないということを理解していただいた上でニーズがあるということであれば、それ

は今検討はさせていただいてまして、結果的に今の状況ではないのではないかということでやっていないということです。ですから、全くそれをやらないということではなくて、そういったニーズがあるのであれば、それはやらせていただくということになると思います。ただ、運行バスと運転手の問題というのは出てきますので、その辺の時間的な問題ですとか、運行する会社のいろいろな方針ですとか、そういったことも加味しなければならぬのかなというふうに思っております。もし私の今言ったことで足りない部分があれば担当から答弁させますけれども、大体いいですか。

では、お願いします。

○議長（高谷 茂君） 企画部長。

○企画部長（乗木 裕君） デマンドバス運行に関して若干補足させていただきたいと思っております。

先日まとまった資料によりますと、令和6年度は5年度に比べて約26%の利用者の増加が見込まれました。デマンドバスの運行形態に変えてからコロナ禍があったこともあって、年々減り続けていたのですけれども、ようやくここで利用者が増えた。これは、佐藤議員がおっしゃるとおり、デマンドバス自体の利便性がようやく利用者のほうにも浸透してきたのだらうというふうに考えております。したがって、こういった段階を経て利用状況の検証などを現在地域公共交通活性化協議会の中で随時行っておりますので、そういった状況を見ながらどの路線がどういった運行体系がよろしいか、もちろんそれに加えて、利便性はもちろんですけれども、運行コスト、そこにかかるコストが最適化されるかといったところも併せて現在検討を進めながら、絶えず基本的には変えるべきところは変えていくという姿勢で現在も交通体系を維持しているといった認識でございますので、そういったところを含めてご認識いただければなというふうに思います。先ほど最初の答弁で町長のほうから、繰り返しなりますけれども、今の太美地区に関しましては恐らく定時定路線型のほうがまだ運行コストも安く抑えながら大量輸送に、今必要な輸送能力を発揮できるということから、今の運行体系になっていると。これが未来永劫ずっと続くとかいうことではないということをご承知いただければと思います。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） 今の点、これ結構やっぱり交通って非常に難しいところと申しますか、どこまでやっても切りがないところもあれば、こちらのニーズとこちらニーズがぶつかるところとか多々あるところですので、何か一つが明確な答えになるというものではないのだなというふうには思っております。ただ、その中でもやはり日々町民の方々の年齢層ですとか構成も変わってまいりますし、生活のスタイルも変わってまいります。そういった中でしっかりと町民の方々が、例えば今実際にはバスには乗っていないけれども、その裏に見えないところでどういうニーズがあって、もしくは乗っていないのだけれども、こういうことがあって実は乗れていないのだよというようなこともあるかと思っておりますので、

その辺りをしっかりと拾っていくことが重要なのではないかなと。その点でいきますと、一つ、今回太美地区でのデマンドバスというお話を申し上げましたけれども、これは先ほどの再質問で述べたことの繰り返しになりますが、やはりご自宅からバス停までの移動の足、そこに大きな課題を抱える方というのも今後増えていく中で、自宅から乗車できるというところの利便性、重要性というのが今後もますます高まっていくのではないかなと。その視点からしたときにデマンドバスというのが、これが全ての時間帯になるのかどうか、もしくはこれデマンドバスがいいのか、乗合タクシー的なものでもいいのか、もしかしたらタクシーに複数で乗ったときに何らかの利用助成をするという形のほうがいいのか、これいろんなやり方があるかと思うのですけれども、ご自宅から一歩でも外出をしやすくなるような、通院だったり、買物だったり、必要なところができるような手だてというのが必要ではないのかなというふうに考えております。

すみません。質問としては、ちょっと時間もあまりないので、3点目、江別のところについてさせていただきます。ここ江別の路線バスが廃止をされるタイミングというのは、私も既に議会におりましたので、そのときに経費等のご説明もいただいて、当時の認識としてこれはやむを得ないものなのだろうなというふうに思っておりました。町長のご答弁の中でもありましたけれども、ここを例えば定時の路線、当時もジャンボハイヤーぐらいの割と小さい車で運行していたかと思えますけれども、それであっても定時の運行をするというのが経費的に、例えばほかの経費とのバランスを考えたときに見合うのかということ、ここはかなり大きな課題があるのかなというふうには思っております。一方で、当別地区を中心にやはり江別への通院ですとか買物ですとか、これは私も想像していたよりも多くのニーズが現実にあるのだなというふうに感じております。例えばどうしても本当は江別の病院に行きたいのだけれども、直接行けないので、これは病院の優劣の話ではないですけれども、直接行ける場所としてあいの里の医療大のほうに通っているのだけれども、3年後にあいの里の病院もなくなったとなったら、次に大きな専門的な、もしくは総合的な病院ってあともう札幌しかないのかなというふうなお話をされている方もいらっしゃいました。当別町、東西に分かれている中でも特に当別地区というのはやはり生活圏として江別とのつながりが多いところですので、一方でその生活圏の中で全く公共交通がないのが当別と江別の間です。そういたしますと、まさに公共交通の空白地帯でありますので、質問の中でもライドシェアやタクシー助成など手法は問わないものというふうに記載をいたしましたとおり、これは定時定路線のバスにこだわらず、ライドシェアについてはもちろん様々な要件ありますが、ライドシェアですとかタクシー助成ですとか、有償運送的なものであったりとか、様々な仕組みを組み合わせ、車がなくても江別に通院ができるという体制を町として整えていく必要はやはり重要ではないかなというふうに考えておりますけれども、先ほど恐らくバスに限定した形でのご答弁をいただいていたと思いますので、その他の手法も組み合わせ江別への括弧つきのといいますか、いわゆる公共交通を再開させることが必要ではないかという点について改めて町長のお考えをお伺いしたいと

思います。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 江別と当別の直接の距離は短いのですが、公共交通機関を使いますと、ぐるっと札幌回らなければならないということがあります。そういった点では、例えば病院に通いたいですとかというニーズがあるということは承知をしております。ただ、それがどの程度のニーズ量なのか。ただ、量だけでは判断はできないということは理解はしていますけれども、やはり公共サービスとしてそれを成り立たせるためには一定程度ほかの皆さんの理解をいただく中で公営サービスを行っていくということが必要になってくると思いますので、現時点ではなかなかそこは難しいかなというふうに思っております。先般お医者さんとのいろんな協議もさせていただく機会を年間何回か持っておりますけれども、そのときにも患者さんを江別にというお話がありました。一定程度やはり江別医師会に所属しておりますお医者さんでありますので、江別の市立病院ですとか、そういった関連の病院に患者さんをという思いで選択をしていただくということはあるのですが、ただなかなか交通手段がないということと、それから車で行くにしても送っていただける方おられないですとか、いろんなご家庭の事情があって、結果的にではどうされますかということで、札幌あるいは近隣の病院を選択をされるということはあるのかなと思います。ですから、その辺は必ずしも江別との定期便を、あるいは定期便でないにしても何らかの方法で公として運行させるということが適切かどうかということは総合的に判断しなければならないというふうに思っていますが、現時点ではなかなか難しいというふうに判断をしています。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） 平成28年にバスを廃止した当時というのは、まだライドシェアの仕組みも法的にも整っておりませんでしたし、恐らくあそこからさらに経費を節減しての運行というのの現実的な可能性も非常に限られていたのだとは思っております。一方で、現時点では法整備も進んでまいりましたし、全国でも様々な事例も出てきておりますので、ここは質問でも書きましたけれども、ライドシェア、タクシー助成など手法は問わない。これ本当に移動ができて、通院ができるのであれば、どの乗り物に乗っていくかというのはそれほど大きなところではなくて、ただタクシーは例えば当別から江別の病院まで、市立の病院まで行くと片道大体五、六千円かかるので、やっぱりそれぐらい金額が高くなると乗り物は何でもいいとはなかなか言いづらいところありますが、一定程度持続可能な料金体系であれば何に乗れたとしてもたどり着くことが重要だと思っておりますので、法整備も進んでいく中で、ここはライドシェア等の出番ではないかなというふうに考えております。

それで、質問としては次、4点目のところになります。朝の時間帯のライドシェアの部分について現時点で当別を含む管内でライドシェアの運行可能な時間帯というのが週末の夕方と。夕方やるということになっていて、現時点では対象になっていないというところ

でしたけれども、なぜここピンポイントでお話をしたかといいますと、まさに、これはちょっと当別地区側の話になりますが、朝7時台にJRの駅に向かっていく道というのが非常に今当別限られている状態にあります。例えば9時とか9時半とかで札幌市内の病院に外来の予約をしたとすると、大体8時前後ぐらいのJRに乗っていく必要があります。少し余裕を見れば7時40分頃とかになるのですけれども、今当別地区で運行しているタクシー事業者さんは2社ありますけれども、7時台に運行しているところは1社になります。その中でも、もちろん台数は日によって若干の変動はあるようではありますが、予約で既に1台はほぼ常時埋まっているような状態というふうにもお聞きをしていますので、なかなかその時間帯にタクシーに乗ろうとしても乗るのが難しいという話は実際に出ています。もちろんこれは私網羅的に調査をしたわけではないので、実際にはしっかりとした調査が必要な部分だとは思いますが、恐らく現状では早朝7時台、当別駅に向かっていくところというのは公共交通が非常に手薄になってしまっているところとして、これ5番の質問にもやや絡んでしまうので、ちょっと4番、5番まとめて質問をさせていただきますけれども、例えばデマンドバスについても朝の1便は今、朝8時までが一応メインの所定の運行時間になっていますけれども、ご答弁の中でもあったとおり、寄る場所が増えたら当然時間がかかるので、事業者さんとしても到着の時間の約束はできませんよというお話でしています。これも制度上やむを得ないのでありますが、実は8時6分にJRが発発、たしか8時6分だと思いますけれども、当別駅から出発をしたり、あとこれ固有名になってしまっていますけれども、勤医協さんの札幌への送迎バスは8時10分に出ます。通常であれば、大体間に合う時間帯です。私も朝ちょっと見に行ったときには間に合って乗り継いでいる方もいらっしゃったのですけれども、時間が約束できないというご説明を受けると、万が一乗り遅れたら病院の先生にもご迷惑をかけてしまうから、それであればちょっとデマンドバスやっぱり使うのはちゅうちょしてしまうよねというようなお話もありました。そういった利用されている方々の心情等も考えていくと、例えば朝のデマンドバスの時間であったとしても少しの調整をして、もう一つはさらに実際に運行している、例えば送迎バスを運行している事業者さんとか、医療機関さんともご相談をして、実はこういう事情だからこの出発あと10分遅らせてもらえないですかみたいなご相談をして、これできるかどうか分からないですけれども、そういうことの調整をして、ライドシェアだったり、タクシーだったり、バスだったり様々な公共交通機関でなるべく町内の方の移動を確保できるようにしっかりと調整をしていく、ここが非常に重要な点だと思っておりますし、そこをしっかりとしていけば、今の、特に当別地区の予約型のデマンドバスというのはかなり柔軟といえますか、料金も非常に安いですし、いい仕組みができていると思います。ここを組み合わせるためにも、ちょっと質問としてはまとめますけれども、やはり特に現時点でいえば例えば朝の7時台のように時間を特定して、実際に公共交通の不足が発生していないのか、そういうところをしっかりと調べて、必要なライドシェアの導入をしていく、もしくはデマンドバスの運行についても終わりの時間の予約ができないのは前提ではあるが、

ただ事実上間に合いますよねというふうに説明できるように多少の時間の調整をしていく。他の事業者さんとも相談をしていく。そういった細かい作業をしていくことが、そういうことの積み重ねが徒歩と公共交通で必要な移動ができる町へとつながっていくのではないかなというふうに思っておりますので、今の点について朝の時間帯の移動の公共交通の空白がないのかの調査やバスの移動時間、運行時間帯を改めて微調整をすとか、そういったことの検討していく必要があるのではないかというところを最後にもう一回質問させていただきます。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 佐藤議員の再々質問かな、再質問かな、にお答えしますが、なかなか公共交通機関という設定からすると、多くの皆さんのニーズに応えたいという思いはあります。その時間設定についても、より効果的な時間にそれを運営するということが前提だというふうには思っています。ただ、先ほど言われた、いわゆる9時に病院を予約されて、9時から始まって、9時に予約しなければならないという理由がある場合はそれは仕方ないと思うのですが、普通は公共交通機関で行ける時間で診察を予約するというのが一般的なのではないかなと思います。ですから、何が何でもいけない時間だけれども、9時ということを設定をして、そのためにダイヤを全部変えるということは、これが公共交通機関の在り方かという、どうなのかなという疑問はあります。ただ、それはあなたが今そうやって言ったから、今私も答えているのですが、ただ全体のニーズとして、例えば札幌の病院の回診時間がこの時間で、この時間までに行かなければならないといったときに、どこから行くかという問題もありますけれども、最低限JRは5時半から動いているわけです。そして、それに間に合うようにはどうするかということ。そのときに、では始発に乗るのにどこのエリアから何人乗って、バスを運行できるか、それがペイできるかどうかということはやっぱり考えます。ただ、それが行政サービスだという価値観が変わったとき、これから変わるとしたら、そういったことはあり得るかもしれません。ですから、何をどうするかということについての価値観というのはこれから状況によっていろいろ変わっていくと思います。ただ、現時点ではそれは不可能だと私は思っています。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 以上で佐藤君の質問を打ち切らせていただきます。



### ◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

明日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はご苦労さまでした。

(午後 1時54分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和7年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和7年第2回当別町議会定例会 第3日

令和7年6月19日（木曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第3号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	角田 広佑 君	2番	海野 学 君
3番	芳形 幸夫 君	4番	櫻井 紀栄 君
5番	佐々木 常子 君	6番	佐藤 立 君
7番	西村 良伸 君	8番	五十嵐 信子 君
9番	山崎 公司 君	10番	秋場 信一 君
11番	山田 明 君	12番	古谷 陽一 君
13番	島田 裕司 君	14番	稲村 勝俊 君
15番	高谷 茂 君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	後藤 正洋 君
副町長	岡部 一宏 君
総務部長	長谷川 明 君
総務課長	佐藤 剛一 君
財政課長	石原 信登志 君
企画部長	乗木 裕 君
企画部参与	長谷川 道廣 君
住民環境部長	種田 統 君
福祉部長	森 淳一 君
福祉部参与	江口 昇 君
経済部長	三上 晶 君
経済部参与	吉野 裕宜 君
建設水道部長	高松 悟志 君
建設水道部参与	岩城 正志 君
教育 長	三澤 吏佐子 君
教育部長	山田 雅俊 君
農業委員会事務局長	山崎 一 君
代表監査委員	岸 本 護 君

事務局職員出席者

事務局	長	熊谷	康弘	君
次	長	玉木	聡美	君
係	長	中鉢	将太	君
主	事	伊藤	萌絵	君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（高谷 茂君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 次に、議事日程ですが、さきにお配りをしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

1番 角 田 広 佑 君

9番 山 崎 公 司 君

を指名します。



◎一般質問

○議長（高谷 茂君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

最初に、通告4番、芳形君の質問であります。

芳形君。

○3番（芳形幸夫君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

日本共産党の芳形幸夫です。質問事項は1項目、質問項目の小項目は6項目となります。初めに、当別町では医療大学の移転によって、学生を対象としたアパート経営など地域経済に大きな打撃が及ぶとされています。町としても推定20億円の経済損失が見込まれるとし、その対策として様々な取組が行われていると認識しています。しかし、私自身は、当別町が本来持っている農業という強い基盤こそが地域経済を支える柱であり、再生の鍵になると考えております。農業を活性化させることが当別町を元気にする最善の道だと信じております。また、令和の米騒動をはじめとする近年の社会情勢を見ても、消費者の間で

食料の確保や食の安全に対する関心が高まっていると同時に、農業への社会的期待の高まりと見てよいのではないかと思います。ちょうど1年前に改定された当別町農業10年ビジョンでは、農業産出額を10年間で20億円増加させる目標を立てています。これは、医療大による損失額と同額です。農業産出額目標の達成が単なる農業振興にとどまらず、町の未来に直結しているという認識を町としても改めて強く持つことを望んでおります。

そこで確認したいのは、当別町が農業を基幹産業として位置づけているといたしつつも、それが行政全体の意識として共有されているかどうかという点です。地元の農業者の方の声を聞いてみると、本当に基幹産業だと思っているのかなとか、大事な産業だと思っているのか疑問だとの声も少なくありません。農業は、製造業やサービス業と異なり、市場原理に過度に委ねると極めて不安定になる産業です。もうからないからやめるでは済まされない。農業が衰退すれば食料供給そのものが危機に瀕することになります。私たちは、今その瀬戸際に立っているのではないのでしょうか。ここは町が明確な方向性を打ち出し、リーダーシップを発揮して、安定した食料の確保に向け、農業者と共に邁進することにより、当別町農業10年ビジョンの達成に向け大きな前進となるのではないのでしょうか。そこで、お伺いいたします。

最初に、農業の収益性向上についてお聞きします。現在6次産業化やブランド化といった戦略が進められていますが、それ以前にまず農業そのものが持続可能な産業でなければ離農や後継者問題の解消は難しいと考えます。2点質問です。1点目となります。町の基幹産業としての農業をどのような位置づけで捉えているのかお聞かせ願います。

2点目となります。収益性を根本から見直すような支援策、例えば規模拡大や販路確保、資材コストの負担軽減などについてどのような手だてを考えておられるのか見解をお聞かせください。

次に、担い手の確保についてお聞きします。当別町農業10年ビジョンには、女性、高齢者、農外からの新規参入者など多様な人材の活躍が期待されています。当別町は、ついの住みかとして移住する人や退職後に地元に戻ってくる人も少なくありません。質問です。国の支援策から外れる人材への支援について、町独自の研修制度や定住支援策を設けるなどの施策の検討について町の考えをお聞かせください。

次に、昨年改定された食料・農業・農村基本法への町の評価についてお聞きします。今年3月、東京で行われた令和の百姓一揆には、全国の農業者だけでなく食の安全を求める消費者も多数参加し、当別町からも農民連を代表して2名の方が参加されたと伺っております。2024年に25年ぶりに改定された食料・農業・農村基本法では、食料安全保障の強化や国内農業の持続性向上がうたわれているものの、以下のような懸念の声が現場から多く上がっています。1つ目は、農業を企業参入や市場競争の枠組みに過度に委ねる方向性が強まり、そのことにより小規模、家族経営農家が切り捨てられるのではないかと懸念です。2つ目は、食料自給率の数値目標が曖昧で、実効性のある自給拡大策に乏しいことへの不信感です。3つ目は、農地の集約における選択と集中によって地域の多様な農業形

態や農村コミュニティーがもっとさらに不足するという危惧です。4つ目は、農業者の所得補償や価格保障について具体策が乏しく、担い手確保に逆行するとの指摘があります。このような声を踏まえて質問いたします。町としては、この基本法及び基本計画をどのように評価しているのか。また、当別町の農業に対する影響について懸念されていることがあれば所見をお聞かせください。

次に、農協との連携と役割についてお聞きします。令和の米騒動では、農協を通じた流通の仕組みを批判する声も度々聞かれています。話題性が先行し、根本原因を正しく理解しているのが疑問です。私たちが暮らす当別町でも農業振興において農協の果たす役割は大きく、行政と両輪で農業者を支えることが重要だと考えます。質問です。町は、農協とどのような連携を構築し、今後どのように役割分担を進めていこうと考えているのか所見をお聞かせください。

最後の質問となります。食の安全についてお聞きします。当別町では、有機栽培など食の安全に取り組む農業者さんの団体があります。今年3月にはオーガニック給食をテーマにした映画の上映会が開かれ、多くの町民が参加したと聞いています。今後の農業の役割として、安全な食の提供は欠かせない取組だと感じている農業者さんも少なくありません。しかし、現状では有機への切替えはハードルが高いという声が多く聞かれます。質問です。有機農法への期待と現状行っている支援策について町の見解をお聞かせください。

以上の点について伺います。全てに共通するのは、町としての本気度だと思っています。農業は、自然を相手にする困難な産業です。しかし、だからこそ町がリーダーシップを取り、支える仕組みを構築していく必要があると私どもは考えます。本気で基幹産業だとお考えでありましたら、行政のみならず町民をも巻き込む姿勢を期待します。

以上、私の最初の質問となります。よろしく申し上げます。

○議長（高谷 茂君） ただいまの芳形君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 芳形議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、町の基幹産業としての農業の見解についてのご質問でありますけれども、町にとって農業は、申し上げるまでもなく町の基幹産業であり、地域の経済活動やコミュニティーを支える重要な産業であります。町で生産される多種多様な新鮮な生産物は、町の魅力を発信する重要な要素でありまして、定住人口や関係人口を増加させるためにも必要不可欠な産業であると認識をさせていただいております。

次に、収益性の向上に対する支援策についてのご質問であります。これまで国の補助制度を活用し、労働力不足の解消を図るための集出荷貯蔵施設の整備や生産コスト低減への取組に対する助成などの対策を講じており、第2期当別町農業10年ビジョンの経営戦略にも規模拡大や販路確保対策などの具体的な施策を位置づけております。本定例会におきましても農作業受託サービス拡大に必要な農業用ドローンの導入、水稻採種組合の施設整備や有機農業への転換支援などの補正予算を提案しておりますが、引き続き国の補助制度

を最大限に活用し、収益性の向上に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、国の支援から外される人材への支援についてのご質問でありますけれども、芳形議員ご質問の国の支援から外される人材について、親元就農者を前提に答弁いたしますが、親元就農者であっても新たな作物の導入など、新規就農者と同等の経営リスクを負う方につきましては国の支援を受けることができます。また、町では当別町農業総合支援センターと連携し、冬期農業経営塾を開催するなど、新規就農者や親元就農者を含め、経営発展を目指す方の知識や技術の習得を独自に支援しております。今後も省力化技術の導入を図るスマート農業や付加価値を創出する6次産業化に対する支援など、様々な形で意欲的な農業者の方々に支援してまいりたいと考えております。

次に、定住支援策についてでありますけれども、議員ご承知のとおり、町の住宅購入支援金制度やアパート・マンション引越応援事業といった独自の定住支援があり、農業分野においても使用可能でありますので、これらの制度を活用し、引き続き定住促進を図ってまいります。

次に、食料・農業・農村基本法に対する影響や懸念についてのご質問でありますけれども、改正基本法については基本理念に食料安全保障の確保、環境と調和の取れた食料システムの確立、農業の持続的な発展、農村の振興が位置づけられており、農業を取り巻く情勢を踏まえ、様々な議論を通じて改正されたものと理解をいたしております。町といたしましては、改正基本法に基づく各施策が本年度から開始したものと認識していることから、現段階では評価するタイミングにないものと捉えております。

いずれにいたしましても、農業の持続的な発展を図る上で国において十分な農業予算が確保され、農業情勢の実態に即した施策の展開が図られることが重要でありますので、引き続き国の動向に注視してまいりたいと考えます。

次に、町と農協との連携についてのご質問であります。農業協同組合は農業生産力の増進と農業者の経済的、社会的地位の向上を図る組織でありますので、農業の実態に即した町の施策を進める上で町と農協の連携は極めて重要であると認識をしているところでございます。これまでも国や道への農業施策の要望、農業10年ビジョンや地域計画の策定、農業再生協議会や家畜防疫組合等の団体業務など幅広く連携してきておりますので、引き続き連携を密にし、農業振興を図ってまいります。

次に、有機農業への支援策についてのご質問をいただきましたが、有機農業は農業生産活動と環境の調和を図ることが期待でき、町といたしましては環境保全型農業直接支払交付金などの国の補助制度を活用し、有機農業の取組を支援しているほか、町の広報などを通じ、消費者に対して有機農業の理解を深める取組を行っております。

以上、芳形議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 芳形君。

○3番（芳形幸夫君） ご回答ありがとうございます。最初に、当別町の基幹産業ということで大変重要ということで、その位置づけについて私たちも貴重な意見と賜ります。そ

の中において、ただ思いはそういうところにあるのでしようけれども、たまたま私たちが目にしてるところの文書で、その中で例えば予算編成概要について、それから当別町農業10年ビジョン、こういうところにもちょっと触れられていることがなかったものですか、どういう思いなのかなというところで今回の質問に至ったというところになります。この点というのはどうなのでしょう。農業10年ビジョンという計画において、それから編成概要という中においても、たしか令和5年度のときの所信表明の中には当別町農業を基幹産業という言葉が出ていたのですけれども、そのことについての変遷というか、変更というか、今までのその流れ、そのことについてはどういう経緯なのか意見を聞かせていただければと思います。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時23分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） 芳形議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど答弁をさせていただきましたように、町のいろいろな政策につきましては総合計画を基に柱立てをして、そして行っております。そういった点では、冒頭申しましたように、町にとって農業は申し上げるまでもなく基幹産業であるということは、町の中心に据えられていることでございます。そういったことを念頭に置いていろんな政策が出されてきておりますが、そこに書かれていないからといって基幹産業でないというようなことを念頭に何か事業を行っているということではないということをご理解をいただければというふうに思います。

○議長（高谷 茂君） 芳形君。

○3番（芳形幸夫君） ありがとうございます。ただいま明快な回答をいただきました。ただ、私たちもやはり行政上の中かどうか、私たちのほうに伝わる中の文書の表示がどうなのかとか、多分町民の方のほうにも伝わっている文書には書かれているとは思いますが、その中での表記がどうなのかなという、ちょっとそういう思いがありましたものですから、今回質問させていただきました。ありがとうございます。

続きまして、2点目の収益性を根本から見直すような支援策についてなのですが、このことについてなのですが、町としてはコスト低減等いろんな思いでの支援をなさっているということなのです。私たちもこの収益性を根本から見直すような支援策という表現、それを実直に捉えられると、ちょっとある方から指摘を受けまして、私もこの質問の内容が自分自身でこの言葉遣いということがどうなのだろうということを考えたことから

いいますと、実を言うとこれは再質問というよりも要望に近いのですけれども、例えば今国の中で進められている、これだけ米が高騰したり、不足したりという現況を考えた中で、コスト割れの米価について市場原理に任せていたとか、価格が上昇するとルール無視の介入をするということが起きているのが現実ではないかと思うのです。それで、改めてここでは質問というよりも要望なのですが、道や国に、または町村会、関連団体を通してこのコスト割れの米価についての市場原理任せ、それと価格が上昇するとルール無視の介入をされるといふところの是正の要望を町としても出していただけないものか、ちょっと要望をしたいのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 芳形議員に申し上げますけれども、あくまでも一般質問ですから、要望会ではないので、要望でなく質問をしてください。

○3番（芳形幸夫君） 失礼しました。これは要望というよりも、いかがでしょうかというこちらの質問です。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時33分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

芳形君の質問という形に再度してください。2回目ということでよろしいですから。芳形君。

○3番（芳形幸夫君） 失礼しました。先ほどの2点目、収益性を根本から見直すような支援策、例えば規模拡大、販路確保についてなのですが、このことについて収益性を根本から見直す支援策ということで、これは私どもこの質問に当たってはやはり根本的な問題が、ただ単純に町のほうに質問する事項ではないなというところの判断もあったものですから、先ほど要望と言いましたけれども、質問ということに取り上げさせていただきました。その中で、今国が実際行われている政策の中でコスト割れの米価についての市場原理にお任せが現実になっている。それと、価格が上昇するとルール無視の介入が行われる現実がある。これが実際に農家、農業者さんにとっての収益向上についてどういう問題点があるのかなという認識、その中から根本的なものを改正しないとしないということになってくると、このことについてやはり関連団体なり、国や道に町村会等を通じてこの要望を出していただくのはいかがでしょうかという質問です。よろしいでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 芳形議員のほうから再質問をいただきました。今2つ目の農業の収益性の向上に関する部分でコストですとか、あるいは価格の関係でどういう支援ができるのかという、あるいはそこを改善することによって収益性をどう上げていけるのかとい

ったことに対するご質問だったかなというふうに思いますので、それに対してお答えをさせていただきますが、冒頭申し上げましたように10年ビジョンの経営戦術の中でも規模の拡大ですとか販路の確保対策などを行いましてコストを削減したりですとか、あるいは適正価格で販売する、販売できるような取組につなげたいという思いではあります。ただ、市場価格というものがありますので、そういった点では一自治体が農協と共同で行ったにしても、そこを抑えたりですとか、それに見合うような対応を十分にできるかという、必ずしもそうできない状況があるかと思えます。そういった点では、国や道のほうにいろいろな要望を上げていくですとか、国の政策についていろいろと修正をしていただくですとか、そういった取組を今後も行っていきたいというふうに思っております。

ただいずれにいたしましても、やはり農家の皆さんの収益を、収入を高めていくという努力は、町としては当然努力をしなければならないというふうに思っておりますので、そこは今後とも関係団体とも協力もしながら、上部組織へのいろいろな要請活動ですとか、そういったことも効果的に行えるようにしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 芳形君。

○3番（芳形幸夫君） ご答弁ありがとうございます。ぜひやはりこの辺の収益の向上について、いろいろな問題、諸問題はあると思えますが、この辺の私たちの訴えに対しての取組よろしく願いいたします。

次にですけれども、国の支援策から外れる人材への支援ということについてです。こちらについてもいろいろな取組をなさっていただいています。私どものほうの考えるのは、やはり国の支援対策から外れる人材、実際的には相当数の方々が対象なのではないかという考えがあります。その方々にいろんな機会を与える、チャンスを与える、それは当然しかるべき措置なのではないかなと思うのですけれども、その中で当別町は実際に就農者の平均年齢もかなり高い状況です。今やはりこの国の支援策から外れる人材についての活用というのがもっと町としても力を入れていただきたいというところで、もう一度答弁をお願いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） オガタ議員の再質問にお答えをしますけれども、先ほどの国の支援から外れる人材に対する支援の在り方ということの再質問ということでよろしいでしょうか。先ほども親元就農者の方を前提に答弁をしましたがけれども、町といたしましては当別町農業総合支援センターと連携をしまして冬期の農業経営塾を開催するなどして、いろいろと研修ですとか技術の習得をしていただいております。今後も省力化技術の導入を図るですとかスマート農業ですとか、付加価値を創造する6次産業化に対する支援など、様々な形で意欲的な農業者の方々を支援してまいりたいというふうに答弁をさせていただきますので、そういった点を充実をして、支援から外れた人材と言われている皆さんに対しても支援をしていけるものというふうに思っております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 芳形君。

○3番（芳形幸夫君） ありがとうございます。私のほうがちょっと親元就農のことについての取り違えをしていたものですから、もう一度答弁をいただきました。ありがとうございます。この質問については終わります。

次に、3、食料・農業・農村基本法への回答について再質問させていただきたいと思えます。この辺についても先ほどまだ具体的なということがあったものですから、タイミング等によりということと言われたと思うのですけれども、私たちがやはり心配するのは4項目に書かれています各農業者の声、そのことを大事にしています。そうしますと、その中からこれもやはりお願いしたいのは、こういう声を町村会等、関連団体と連携を図って、農業者の声がこういうふうに関係にありまうという、多分先ほどの答弁からいいますとまだ今の段階ではどうこう言える状況ではないとは思っているのですけれども、その辺についてその声の聞き取りで要望を上げていただくということについてはいかがなものか、ちょっとお聞かせください。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 芳形議員の再質問にお答えをします。

先ほども食料・農業・農村基本法に対する考え方ということで、芳形議員のほうからは懸念ですとか不信感ですとか危惧ですとか、いろいろご指摘をいただいております。しかしながら、私どもといたしましては農協と連携をする中で、そこでいろいろな課題ですとか、そういったことにつきましても農業者の皆様からいろいろとお聞きをさせていただき、その課題を解決しながら行っているというふうに関係してきているというふうに関係して思っております。今回のこの基本法に対する考え方につきましても、一定の農業者の皆さんの基本的な考え方というものを聞きをした上で、具体的な行動を農家の皆さんと一緒に取っていく、そのためには農協と連携をしていくという方法を取らせていただいております。個々のいろいろな取組あるいは要望ですとかがある場合には直接私のほうにお聞きをさせていただきながら、私といたしましてはそういった意見があった場合には、その客観性がどこにあるかというようなことも含めて総合的に判断をし、農協とも調整をさせていただきながら取組ませてもらいたいということがこれまでもそうでしたし、これからもそういう方針で臨みたいというふうに関係して思っております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 芳形君。

○3番（芳形幸夫君） ありがとうございます。農協さんとのほうで連携を図りということで、取組を行われているということですか。そのことを重々承知させていただきます。ありがとうございます。

農協との連携の構築ということで、こちらのほうではどのように進めていきますかということで先ほども質問させていただきました。そうしますと、今の問題もありますように

連携を深めるということで会議の場、お話し合いの場も設けられているということは評価させていただきます。ここは特に質問はありませんが、やはり農協と町のほうが共に連携を図るということは、農業者にとって最も必要とされることのひとつではないかと思っておりますので、ぜひその辺の取組の推進をお願いしたいと思います。

あと、最後の食の安全についてちょっと質問させていただきます。食の安全についても多くの展開をされています。その中で、有機農法の団体さんへの実際の取組、昨日の産業厚生委員会でもありましたが、有機転換推進事業の中からということでの予算が出ていますよということもありました。その中に向けても、ただ私、これはここだけの問題としてちょっと質問として適切かどうかあれなのですけれども、有機農業はこれから食の安全を考えると最も必要な事業ではないかというふうに考えております。そうすると、予算づける的なことを考えるとその推進はもっと大きなというか、取組について今後の拡大、そのことについて今考えているようなことというのは現実的にはどうなのでしょう。私どものほうが有機農業のほうについて見ている予算的なものを考えると、まだまだちょっと低いのではないかなという気がするのです。その中において、やはり今後ある程度の取組を行うということであれば、その予算づけるほうについても、もっと大きな額を要望するというわけではないのですけれども、その辺の展開を図る取組というのは今考えられているのかどうか、その点をお聞きさせてください。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 芳形議員の再質問にお答えをいたします。

最後にご質問された有機農業への支援策ということに関連してのご質問かというふうにお受け取りをさせていただきました。国の今の農業政策としては、緑の農業基本法でしたか、の中で有機農法を全面的に取り入れていくですとか、一定程度の方策を示されていますので、そういった点ではやはり健康面ですとか、あるいは食料そのものの安全面ですとか、あるいは消費者ニーズという部分からも、いわゆる有機農業、オーガニックのいろいろな産品というのはこれから多くなっていくべきだというふうに私も思っております。ただ、北海道の大規模農業の中でそれがどれだけできるかということと、それから担い手がどれだけそれに賛同していただけるかというような農業者側のいろんな課題もあろうかというふうに思っております。そういった点では、国のいろいろな支援を参考、あるいは取り入れていく中で、農業者の皆さんがしっかりとそういったことを担えるかどうかということを見極めながら、今後町として有機農業をどうやっていくかということは検討をしてまいりたいというふうに思っております。

冒頭オーガニック給食というお話もありましたけれども、有機農業とはまた別に、例えば子どもたちの食ということにつきましても今教育委員会のほうでもいろいろと検討していただいていますので、地元の食材を使う、あるいはオーガニックで子どもたちの体の体質を改善をしていくですとか、いろんな効果、いろんな面があると思っておりますので、そういったことも総合的に勘案しながら、今後有機農業の在り方というものができるかとい

うことも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 芳形君。

○3番（芳形幸夫君） 質問はありません。ただ、農業の実態というのが今厳しい状況というのは皆さんご理解されていると思います。その中で、やはり町としてもその農業者に対する本気度の取組というのが私たちの要望です。質問的に不手際な部分もありましたことを失礼します。ありがとうございました。

以上、質問を終わります。

○議長（高谷 茂君） 以上で芳形君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告5番、角田君の質問であります。

なお、角田君より質問するに当たり資料を配付したい旨議長に申出があり、これを許可しましたので、お手元にお配りをしております。

角田君。

○1番（角田広佑君） おはようございます。角田でございます。私の議席の左側に温度計があるのですが、26度ということで、今日もどんどん暑くなっております。私も議長の許可いただきましたので、今日は半袖で質問に立たせていただいております。皆様もお体ご自愛いただければと思いますので、よろしく願いいたします。議長の許可いただきましたので、一般質問入らせていただきます。

その前に、私3月定例会一般質問で詐欺被害事件について、町で起こった部分について取り上げさせていただきました。以降当別では、3月、4月、5月と3件連続で発生をしておりましたが、私の一般質問、それから昨日山崎議員の一般質問でも町長の答弁では、地域の見目、地域の監視の目で防犯をしていくということでご答弁がありました。そして、3件目の事件は、犯人、受け子に当たる者が逮捕されたということで新聞報道がございました。この事例、町民から役場に連絡が入り、そこから警察への迅速な情報提供と注意喚起がなされた結果、犯人逮捕に至ったと担当部局より伺っております。これは、もう町長以下部局への対応方針が浸透していたこと、それからそれぞれの部局職員が自分ごととして対応した成果だと思います。対応された方々に心からお礼と感謝、そして敬意を表したいと思います。また、この逮捕以降事例が聞こえていないことから、ちょっと言葉はあれなのですが、当別はやばいということで犯人グループも認識をしたのかなと思ひまして、私もそうやって考えております。今後も引き続き対応のほどよろしくお願いしたいと思います。

今回一般質問、それに関連して刑法の改正に関する部分を今回一般質問させていただきました。通告に従いまして、質問を始めさせていただきたいと思ひます。また、本日ちょっと資料が多うございまして、資料8までご用意をしております。あわせて、適宜お示しながら、参照していただければと思ひます。令和7年6月1日より改正刑法が施行されました。今から118年前、明治40年に制定された同法は、以来刑罰の内容が変更されるこ

とがありませんでした。この改正は、そういう意味でも歴史的な法改正であると言えます。

まず、資料1、改正の内容について整理をしたいと思います。これまでの日本の刑罰は、主に刑務所での労働などの刑務作業が義務づけられた懲役とこうした作業の義務がない禁錮に分けられていましたが、刑法の改正に伴い拘禁刑に一本化されました。拘禁刑では、懲らしめの意味合いでの刑務作業がなくなり、高齢者や障がい者、依存症の人など、受刑者の特性に合わせて必要な指導をすることとされています。この背景には、出所した人が再び罪を犯す、以降再犯と呼称しますが、そのケースが多い現状があり、受刑者が社会に戻ってから再び罪を犯すことがないように立ち直りを重視したものとなっています。

次に、資料2を御覧ください。拘禁刑では、受刑者の特性に応じて24の矯正処遇課程が設定され、最も必要性が高い課程を1つ指定し、当該処遇課程を中心に実施します。資料2の上の表、右側になりますが、特に新設された課程には薬物等の依存症回復処遇、高齢者や障がい者、精神疾患患者への支援課程が新設され、このように受刑者の特性に合わせた矯正が取り入れられた特徴があります。

続いて、資料3になりますが、それらの課程の処遇イメージが示されております。細かいところについては、後ほどご参照いただきたいところですが、それぞれの出所後において高齢者や障がい者へは再犯防止に必要な福祉サービスの提供、若年者については就業を中心とした社会生活の確立、薬物依存への受刑者へは継続治療の提供など、それぞれの特性に合わせた支援体制を構築することとされています。つまり今後受刑者は、出所後にそういった公的、民間の医療、福祉サービスを利用しながら、再犯を犯すことなく社会への復帰、そして定着を目指すということになります。

次に、再犯防止推進計画について、質問内容に関連しますことから、先に概要を説明させていただきます。資料の4番になります。こちらは、厚生労働省社会・援護局関係主管会議の資料として、第2次再犯防止推進計画の概要となります。これによりますと、傾向として犯罪の認知件数は戦後最少を更新し、年々減少している一方で、再犯率は上昇傾向にあります。この現状に対処するため、平成28年12月、再犯防止推進法を閣議決定、翌年12月に再犯防止推進計画を閣議決定しております。主な取組としましては、満期釈放者対策の充実、強化、地方公共団体との連携強化、民間協力者の活動の推進を行うものでした。これにより出所受刑者の2年以内再入率、再入率というのは再犯し、再び受刑者となる者の割合を指しますが、目標16%に対し、令和2年時点で15.1%となり、目標を達成したこととなります。これを踏まえまして、令和5年度から9年度までを第2次再犯防止推進計画、以降第2次計画と呼称しますが、これを位置づけました。主な取組は、資料4の左下、3つの項目、①番、個々の対象者の主体性を尊重し、課題解決について継続的に支援すること、②、相談拠点や支援拠点を設置し、ネットワークを構築すること、③、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組の促進と国、地方公共団体、民間協力者等の連携をさらに強固にすることが盛り込まれているところであります。

続いて、資料5になりますが、第2次計画では地域による包摂の推進を掲げ、国と地方

公共団体の役割分担を示しています。市区町村においては、地域住民に最も身近な基礎自治体として福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪を犯した者、特にサービスへのアクセスが困難である者に対し、適切にサービスを提供するように努めるとあり、刑期を終えた者が社会から疎外され、取り残されないように適切に対応することが求められています。

また、資料6については、地域再犯防止事業として市町村に対しての情報提供の会議開催、理解促進や人材育成、都道府県が行う直接支援などが示されています。そして、市町村は、再犯の防止に関する施策の推進に関する計画、いわゆる地域再犯防止推進計画を定めるという努力義務が規定されています。これは、単独制定だけではなく、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することも可能とされています。

次に、資料7を御覧ください。令和6年4月時点で市区町村では748団体、そのうち包含で策定したもの、他の計画と一体型で策定したものは83.6%、計画単独で策定したものが16.3%となっております。北海道では、道、札幌市のほか33市町村で制定をされており、近隣では北広島市、岩見沢市、月形町などで策定をされているところでもあります。当別は、札幌市、月形町と刑務所所在の自治体に挟まれているなかなか珍しい自治体でございまして、そういった中では出所者が地域定着を求め、この当別町に入る者も一定数増えるのではないかと想定をしているところでもあります。

最後、資料8について説明をさせていただきます。資料8、こちらは受刑において何らかの障がいを抱えた者がいるかを調査したものでございます。実は、これについては大規模な全数調査というのは行われた実績がなく、調査時期が違う、そして指標の物差しも違うということで、その辺を前置きした上で説明をさせていただきます。まず、この上の部分は、少しデータは古くなり、平成18年のデータになるのですが、知能指数、いわゆるIQと呼ばれるものが69以下の受刑者数を示したもので、これは22.9%、約2割が何らかの障がいを抱えている、発達障がいがある、もしくは抱えている者というふうに表示されているところです。

続いて、下の部分ですが、発達上の課題を有する受刑者の概要調査ということで、キャパスという能力検査を指標としています。キャパス能力検査は、刑務作業の振り分けに使われる刑務所内での能力検査なのですが、それによると発達障がいのある者と示された割合は11.6%を示しています。さらに注目すべきは、この中にある表の下の表なのですが、こちらは発達障がいもしくはその疑いがある者が再犯し、受刑者となった者の割合です。つまり再び刑務所に入った者の割合、こちらは54.9%と出所後の半数者が再犯で再入するということが示されています。これを見て、受刑者において発達障がい、その疑いのある者は、再犯するリスクが高い可能性があることを示しており、さらにそれらの者に身寄りがない場合、刑期を終え出所したとしても行き場がない、家がない状態となり、結局犯罪を犯し、逮捕され、刑務所へ逆戻りというスパイラルが発生するリスクが高い状態にあることを意味しています。

以上を鑑みますと、発達障がい等何らかの障がいを持つ受刑者は、再犯の可能性が高いと同時に、それらの者に何らかの福祉的支援を提供することでそのリスクは低減することが見込まれ、そのためには自治体と事業者、官民が一体となり、連携して支援策を打ち出すことが肝要と私は考えます。

前置きが大変長くなりましたが、これより質問に入ります。町長にお伺いをいたします。1つ目、当別町における現時点で地方再犯防止推進計画は作成されておられません。今後町として策定するお考えがあるかお聞かせください。

2番目、受刑者の一定数において何らかの発達障がいを抱える者も存在し、福祉的支援体制がないことによる再犯リスクの高まりが示されています。それらの受刑者の受入れにおける再犯防止対策について、町が率先して福祉的な支援方針を打ち出すお考えはあるかお聞かせください。

3番目、受刑者が社会復帰の場所、住みかとして町に在住することを選択した場合、町としての支援体制やバックアップ体制を拡充させるお考えはおありでしょうか。

以上、1回目の質問となります。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（高谷 茂君） ただいまの角田君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 角田議員の一般質問にお答えをいたします。

資料を説明しての新しい制度のご説明いただきまして、ありがとうございました。まず、地方の再犯防止推進計画に関してのご質問でありましたけれども、犯罪をした人などの中には貧困ですとか疾病、厳しい生活環境など様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱えている人たちが少なくないと認識をさせていただいているところでもございます。犯罪をした人などが社会的に孤立することなく、再び社会を構成する一員として地域に定着できるよう支援をすることが再犯を防止し、安全で安心な社会の実現につながるものとの認識の下、北海道といたしましては令和6年3月に第2次北海道再犯防止推進計画を策定しております。町といたしましても国、北海道の推進計画を勘案し、再犯防止の取組について必要性を認識しているところであり、現在改定作業に着手し、令和9年度から運用開始予定の新たな地域福祉計画の策定において地方再犯防止推進計画を一体的に取り組むことができるよう検討してまいりたいと思っております。

次に、障がいを抱え、再犯リスクの高い方への福祉的支援体制についてであります。町では矯正施設出所等の情報を把握することはできませんが、保護観察所や地域生活定着支援センターなどからの依頼があった際やそのような支援を必要とされる住民の方からの相談があった際においては、福祉行政の中で必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、民間事業者と連携した住居の支援や事業者への支援やバックアップについてであります。こちらにつきましては地域住民のご理解が重要であると考えます。さきに申しました地域福祉計画の策定委員会には地域住民の方も参加しておられますことから、地域の

声を吸い上げ、相談させていただきながら、計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

以上、角田議員への一般質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 角田君。

○1番（角田広佑君） 丁寧なご答弁誠にありがとうございました。1番目の質問については、生きづらさを抱える方、貧困、疾病もそうですし、生まれながらに障がいがあってもそれをフォローできていない、見過ごされてしまったという方もやっぱりいらっしやっして、そういった方々に対して支援をすることでこういった部分というのも一定数抑止できるのではないかなと思いますので、そういった部分につきましては町としても率先して取り組んでいただきたいと思いますところでもあります。

1つ目の質問の地域福祉計画の改正、改編に伴って、そこにというところでご答弁いただきました。例えば隣の月形町、それから小樽市なんていうところも地域福祉計画に包含した計画を策定しておりますので、事務負担や費用負担が過重とならないように、どうぞしっかりとご検討いただきたいと思います。

それから、3つ目の質問でございましたが、そういった部分について、居住支援につきましては、実は法務省、国土交通省においても住宅確保要配慮者、いわゆるホームレスとか、そういった方々に対しても住居に対する支援を行っていますが、その一環として保護観察対象者、先ほど保護観察所という言葉もありましたが、保護観察の対象者もしくは更生緊急保護、これは刑務所を満期で出所しても行き場のない人とか、結局家がない、つてがないという人が再度保護観察所に支援を要請する方、そういった方々も対象者に含まれていますので、そういった制度等を用いた住居支援の対策も行うことができます。住居確保要配慮者というところについては、また今後何らかの機会でご質問をするかと思いますが、町においてはぜひとも当該事例が発生した際には、事務手続の遅滞がないよう準備についてはしっかりと整えていただきますよう重ねてお願い申し上げます。①番、③番の質問については再質問はございません。

では、2番目の部分について再質問させていただきます。福祉サービスの対象者となる方はもちろん、本質問のような刑務所から出所した者に対しても特にプライバシー、厳重な個人情報保護、プライバシー管理、それから情報漏えい対策というところは万全を期すことが求められます。一方、今回の刑法改正、そして第2次計画におきましては切れ目のないシームレスな支援が重要であるとしておりまして、そのためには自治体等の推進策だけではなく、町長も先ほどありましたが、住民理解の促進というのも大変重要であります。刑務所から出所してきたというワードがどうしても独り歩きをしまして、ネガティブなイメージが先行してしまうのではないかと危惧するところでもあります。先ほど資料6でも示しましたが、基礎自治体における理解促進、人材育成が示されております。これについては、ぜひとも町の職員のほうにも取り組んでいただきたいと思いますところではありますが、これに加え町民への理解促進というのも大変重要になってくるわけでありまして。さきにお示

ししたとおり、受刑者の一定数に何らかの障がいを抱える方がいること、生きづらさを抱え、支援体制がないことで再犯を繰り返す者がいる、支援を受けることで再犯を防止、抑止できる、こういったことを広く啓発する必要があるのではないかと考えております。

ここで町長に再度お伺いいたします。第2次計画の趣旨にのっとり、町民理解の促進についてどのようなお考えがあるかお聞かせください。

○議長（高谷 茂君） 福祉部長。

○福祉部長（森 淳一君） ただいまの角田議員の再質問にお答えいたします。

令和元年度に北海道が行った道民への意識調査によりますと、犯罪をした人の立ち直りに協力しない、あるいはできないという回答の理由を問う設問におきまして、自分に何ができるのか分からないといった答えが一定数ございました。再犯リスクを抱える方への支援につきましては、議員もご指摘のとおり、行政だけではなく地域の方のご理解とサポートが必要というふうになります。町といたしましては、石狩地区保護司会当別分区と連携し、社会を明るくする運動などを通じた更生保護の普及啓発に取り組んでおりますが、今後におきましても様々な生きづらさを抱えた方への福祉サービスの提供はもとより、地域の方へのご理解を深めていただくため、情報の提供や啓発に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、角田議員の質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 角田君。

○1番（角田広佑君） 担当部局からのご答弁ありがとうございます。おっしゃるとおり、本当に何を、どういう協力をしていいかが分からない、そのとおりでございまして、やはりそういったところでそういった方々への部分での啓発も必要であるでしょうし、それから今お話あった保護司、そういった受刑者、刑務所から出た方に対しての面談等をして更生を支援するという立場の専門職がおります。そういった方々とも今社会を明るくする運動を行いながら、啓発を行うということでご答弁いただきました。私も社会福祉士として、そういった受刑者への面談等をさせていただいておりますが、重罪人というのはそんなに多くはないというか、いわゆる常習の窃盗、万引きを繰り返す人であるとか、あと薬物とか、そういった方々と関わるのが結構多くて、やはり地域の生きづらさであるとか、生活どうしていいか分からないという実例もあります。そういったところを私もいろいろと協力していきながら、啓発に向けてやっていきたいなと考えております。ご答弁ありがとうございました。

それで、最後なのですけれども、冒頭にお話をしました詐欺被害で犯人が逮捕された案件、町の担当部局等が非常にスムーズな連携で犯人逮捕につながったというふうに理解をしております。最後、これについて町長の所感をお伺いをして今回質問終わらせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 質問以外でありますから、町長がしないというのであれば。

町長。

○町長（後藤正洋君） 刑法が変わったということに関連をして、この3月からいろいろと町内で起きているという前提も踏まえまして意見を求められたのかなというふうに思います。今回2月から3月にかけて起きた事件、そして先月起きた事件、そして今月とありましたけれども、やはり地域がまとまっているという、この地域性といいますか、そこを最大限に活用、活用と言うとちょっとおかしな言い方になるかもしれませんが、そういった連携がしっかりしている地域力というものが今回の逮捕劇に私はつながったのかなというふうに思っております。特にそれぞれの町内会組織ですとか、あるいはSNSを駆使した連絡網ですとか、あるいは町内会独自の連絡網、そしてまたそれぞれの福祉関係の人たちですとか、あるいは町内会のいろんな連絡網、そういった中でやはり自分たちの近所におられる独身のご高齢の皆さんにしっかりと寄り添って、そういった人たちの安心、安全を確保しよう、そういった思いがふだんからいろんな組織を通じてお願いをしている。そのことをそれぞれの立場で実践をしていただいていることが今回の連携の早さ、そしてそこが抑止力にも当然なっていますし、今回の逮捕劇につながったのかなというふうに思っております。そういった意味では、行政が単にいろんな情報を流して迅速にということだけではなくて、そういったこれまでのいろんな地域、あるいはそれぞれの役割の中での取組の積み重ねがあったおかげで今回の結果が出たというふうに私は理解をしておりますので、今後もこの当別のいい意味での地域性をもっともっと伸ばしていく中で、犯罪の少ない、あるいはそのこと自体が抑止力になるような地域づくりができていければいいかなというふうに思っております。

以上、十分ではないかもしれませんが、それぞれ取り組んでいただいている多くの皆さんに私からもお礼を申し上げさせていただきます、今回の評価につなげたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 以上で角田君の質問を終わらせていただきます。

ここで11時半まで休憩とします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時30分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

次に、通告6番、五十嵐君の質問であります。

五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして2項目、1つ目は当別町住生活基本計画等について、2つ目は女性新規就農支援について質問させていただきます。

初めに、1つ目の項目、当別町住生活基本計画等について4点お伺いいたします。人口減少の中、増え続ける空き家が社会において問題化しております。これからも増加が見込まれる空き家等の問題は、当別町においても重要な課題と捉えております。令和5年6月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が一部改正され、空き家が防災、衛生、環境等の面で住民の生活環境に深刻な影響を与えることを重く受け止め、市町村による対策の拡充を図り、併せて空き家等の活用を促そうとするものです。施行され、2年が経過しておりますが、空き家等発生抑制につなげるためには所有者に向けての意識啓発、住宅の処分等に関して相談しやすい体制、高齢期住み替え支援など町民に寄り添った対策が重要と考え、進捗状況も確認させていただきながら質問させていただきますので、よろしくお伺いいたします。

質問項目の(1)ですが、現在住宅街にある空き家の中に動物がすみつき、近隣でのふん尿の被害、また建物の外壁や窓ガラスの破損、庭木や雑草が生い茂り、適切な管理がなされていなく危険で、住民の不安の要因となっているところもございます。このような危険な場所に関して早急な対応が望まれておりますが、町の考えについてお伺いいたします。

(2)の質問です。所有者による適正な管理を行ってもらおうよう国は空き家管理チェックリストなども公開しているが、町はどのような対策を行ってきているのかお伺いいたします。また、一部法が改正された現在は、当別、西当別地域で特定空き家と管理不全空き家はそれぞれ何件で、改善は図られてきているのかお伺いいたします。

次は、3つ目の質問ですけれども、6月の広報とうべつに人生の最期を考える人生会議、アドバンスケアプランニングの記事が掲載されておりました。北海道医療大学看護福祉学部の竹生礼子教授の講座は、何度か私も受けさせていただきましたが、毎回心に残り、考えさせられたことは、人生の最期の締めくくりを考え、準備しながら、どう自分らしく楽しく生きるかということでした。高齢者で持家を所有されている割合が多い町であるので、今後も空き家が増えていくと予想されます。当別に住みたいけれども、最後この家はどうしようかとあちらこちらで聞かれるのではないのでしょうか。高齢者ばかりでなく、持家を取得したときから空き家になる前の対策も想像しながら将来のことについて考える機会は、とても大切ではないかと思えます。近年自身で考えるきっかけづくりとして、我が家の終活ノートを配布している自治体が増えてきています。当別町も住宅の処分や住宅に関して気軽に相談できる窓口を設置し、関係部署、関係機関と連携し、同様のノート配布に向けて検討してはどうか、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、(4)の質問ですが、町営住宅の入居要件に連帯保証人の規定がございます。令和3年9月定例会において佐々木議員からも質問がありました。当時の答弁では、令和2年から保証人が見つからない場合の対策として法人による保証制度を設け、入居しやすい環境づくりに努めてきたが、今後保証人確保が困難な方の増加が想定されるため、制度の在り方についてどのような形が公平かつ適切か研究を進めるとありました。高齢期の住み替えは、心身ともに大変なことが多く、特に身寄りのない単身者の増加、また身近に親族

や安心して頼れる方がいない場合は何かと不安がついて回ります。連帯保証人になっていただける方を探すのは容易ではない時代であると言えると私は思います。現在も町営住宅への住み替え希望や新たに入居待ちの方もいらっしゃると思います。現在入居の際で連帯保証人を準備できないという事例はないと報告を受けております。しかし、入居時の手続に保証協会の契約金また更新料についても不安を抱えられている方はおられると感じております。長年住まわれている入居者の皆さんは、連帯保証人の状況確認はなされているのでしょうか。更新などの規定は明記されていないようですが、行っているのでしょうか。以前の答弁において、制度の在り方についてどのような形が公平かつ適切か研究を進めるとありました。研究の進捗状況をお伺いいたします。

2つ目の項目ですが、女性の新規就農についてお伺いいたします。当別町においても地域の活性化や農業の振興が重要な課題となっております。特に女性新規就農の担い手のニーズに応じた支援策も充実させていくことも重要ではないかと考えます。先ほど芳形議員の答弁とかぶってしまうところがあるかもしれませんが、答弁のほうよろしくお伺いいたします。

今年も地域おこし協力隊インターン募集開始となりました。地域おこし協力隊の現在の制度では移住が原則とされているため、募集に応募するハードルが高く、夢と意欲がある女性も育児と家事のはざまで諦めてしまうことも考えられます。当別では、若い農業者が活躍されており、農業へのイメージは以前より明るく、魅力を感じられている人もおられると耳にします。当別町の農業においては、花卉生産も盛んであり、花は人を引きつける魅力があると私は大いに思っております。しかし、残念ながら町民の中でも話題になるほど認知されているかという点、まだ不足していると感じますが、花は町の強みとなるものと考えます。当別町に関心を持つ外部の人材を関係人口として受け入れることにより、地域の農業支援や企業に貢献できる可能性があると考えます。育児や家事の両立を可能にするような支援体制や移住を前提としない検討や農業総合支援センターとの連携をさらに強化して、非移住者でも地域に貢献できる二地域居住の仕組みなど、当別独自の発想で構築し、意欲ある女性の応援にも力を入れ、人を呼び込んでいくお考えはあるかお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。よろしくお伺いいたします。

○議長（高谷 茂君） ただいまの五十嵐君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 五十嵐議員の一般質問にお答えをさせていただきます前に、先ほどの芳形議員の質問の最後のほうでお名前を私間違えたようでございまして、おわびをさせていただきますまして訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、五十嵐議員の一般質問にお答えをさせていただきます。初めに、住宅街にある空き家に対する町の考え方と対策に関するご質問でありますけれども、住宅街における空き家につきましては、危険性の状況に応じて適切な対応を行うべき重要な課題であると

認識をしております。町では、国の動向を踏まえまして令和2年に当別町空き家等対策計画を策定し、空き家の適正管理に向けた取組を進めてまいりました。具体的には町が地域住民や関係機関から空き家に関する情報提供を受け、その空き家の所有者や管理者、相続人に直接連絡を取り、当該物件に対する今後の意向について確認を行いながら、空き家の解消に向けた個別具体の対応を行ってきております。その際速やかに解消することが難しい空き家につきましては、所有者等に対して適正な維持管理に関する文書やパンフレットの送付を行うほか、定期的な状況把握に努めております。また、専門家や関係機関の代表者で構成する当別町空き家等対策協議会では年2回空き家の状況や課題を共有し、必要な対応について協議を行っております。こうした取組によりまして、令和2年からの5年間で75件の空き家が解消しております。また、特定空き家及び管理不全空き家につきましては、当別町で指定している建物はありません。

次に、我が家の終活ノートの配布検討についてのご質問でありますけれども、町といたしましても空き家の発生を抑制するためには所有者の方が早い段階から住宅の管理や処分について考えることが重要であると認識をしております。現在町のホームページに空き家対策のチラシを掲載し、啓発に努めているところであり、今後は広報での周知やパンフレットの配布、さらには国土交通省が作成しました住まいのエンディングノートなどの資料を活用し、所有者の方が将来の住宅の在り方について主体的に考えるきっかけとなるよう普及啓発に努めてまいりたいと考えております。こうした啓発活動に取り組む中で我が家の終活ノートの必要性が高まった際には、作成について検討してまいりたいと考えております。

次に、町営住宅の連帯保証人の在り方についてのご質問であります。令和3年9月の佐々木議員の一般質問で答弁したとおり、保証人確保が困難な場合の対応として令和2年度から法人による保証制度を適用し、進めてきたところであります。使用料の支払い、退去時のトラブル防止、公平性維持の観点からも連帯保証人の果たす役割は大きいことから、保証人制度は維持していく必要があると考えております。しかし、例えばDV被害者、災害被災者等やむを得ない事情により保証人が見つからないケースもあり、こういった方々への保証人免除の在り方について今後検討してまいりたいと考えます。

次に、育児や家事の両立の支援や二地域居住の仕組みなど、移住を前提としない就農についてのご質問であります。平成28年度から北石狩農業協同組合においてアルバイトで農業従事を希望する方と農業者のマッチングを行う無料職業紹介事業を実施しております。この事業に加え、町が構成員となっている当別町農業総合支援センターでは、本格的に就農を目指す方と農業者をマッチングする新規就農支援事業を行っております。この2つの事業は、相互に連携しておりますので、議員ご質問の育児や家事の合間に農業に関わりたい方、町外に住みながら農業に携わりたい方など様々な形態での農業従事が可能な体制となっております。

いずれにいたしましても、当別町の農業に興味を持っていただいた方をはじめ様々な方

に当別町で農業に従事していただき、ご活躍いただけるよう、引き続き町と農協が連携を図りながら就農者への支援を進めてまいりたいと考えております。

以上、五十嵐議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） ご答弁ありがとうございます。再質問なのですけれども、空き家、（1）の項目で、いろいろとやっぱり個人の財産ということで行政のほうでなかなか所有者に踏み込むことということは本当に大変で、難しいことなのだとということで思いますが、敷地が広くて近隣に迷惑のかからないところだと、早急な対応ということでは必ずしもないかもしれないのですけれども、住宅街にあるところでは生活している住民にとって本当に不安で、いつ木が倒れてきて自分のうちにぶつかってくるだろうとか、倒壊したときにガラス、破片が敷地の中に入ってきて、例えばお孫さんが来たりだとか、そういうときにガラスの破片があつて、それを自分で処理していたということとか、今でも処理してもきらきらとガラスの破片があるとか、先ほども言ったように小動物すみついてふん尿の被害があつたりとか、そういうので地域で、地域の方たちがお掃除したりだとか、そういうふうに協力し合っているところもあるのですけれども、やはり生活している住民にとっては何とか解決に向かってほしいというものが本当に強い思いがあるということでお聞きしております。

今通知をしていて、こちらの行政のやり方というのは通知するしか方法がないのかもしれないのですけれども、（2）の質問と一緒に、1と2と答弁が似ていたので、一緒に質問させていただきましても、先ほど75件空き家を解決しているのだということで、これも本当にこの通知のおかげだったり、皆さんの管理をしていっているということで解決に結ばれているというのは本当にうれしいことなのですけれども、現在通知に至って所有者から連絡入っているものなのかということで確認をさせていただいたところ、返答がないところもやはりあるということでお聞きしております。それを何度も何度も部局のほうで一生懸命連絡していただいているということもお聞きしておりますけれども、法律が改正されて、管理不全空き家として認定するまでやはりとても時間だったり、労力だったりかかったりするものがあると。個人のものでありますので、踏み込むというのも難しい部分もいろいろあるのかもしれませんが、今後このような事例に関しては、町としてのどのように対応していくのか、どういう思いがあるのか町長のお考えをお聞かせください。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時53分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） すみません、答弁調整にお時間をいただきましてありがとうございます。五十嵐議員のほうから再質問いただきましたけれども、住民の皆さんのお困り事という点では、いろいろなところにそういった事例があるのかなというふうなことも理解はしています。ただ、冒頭申しましたように、それぞれ法的に守られているという前提、あるいはその法を犯すことができないという前提がありますので、そういった点ではその空き家の所有者、管理者あるいは相続人に直接連絡を取ってお願いをしていくということは、行政として粘り強く行っていきたいというふうに思っております。特にその物件に対する今後の意向の確認をしながら、できるだけ早く使う予定がないのであれば撤去をするのですとか、あるいは立ち木が自分の敷地よりも出ているのであればそれに対する対応をお願いをしていくのですとか、そういった具体的に周りの人たちが困っていることに対して当該者に対して粘り強くお願いをしていくということかなというふうに思っております。

また、逆にそういったことが積み重なって特定空家ですとか、そういったことに移行できるということになれば、それはそれでまた処分ですとかいろんなことを考えたいと思いますが、その辺の部分につきましては今担当部長のほうから答弁をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（高谷 茂君） 住民環境部長。

○住民環境部長（種田 統君） 五十嵐議員の再質問に答弁させていただきます。

今町長がおっしゃったとおり、その建物の所有者、管理者に対しましてこれまでも担当部局として粘り強く文書を送付したり、また電話で直接、また直接面談して会ったり、そういう管理等いろいろ図っていただくように依頼や、また指導してきたところであります。そういう中でその繰り返しによって先月も長年住宅街の中にありました危険な空き家が解体されるという結果に至っておりまして、これは本当に粘り強くそういう管理者に対する交渉また指導、助言を繰り返していくしかないのですけれども、そういう中でこの特定空家また管理不全空家という制度は、もう本当に最後の手段というのか、これが大変その所有者にとっては強い公権力の行使を伴う行為でありまして、特に行政代執行とか略式代執行につきましては、様々大きな課題また時間、費用がかかりまして、そういうことを考慮したことから、我々としまして、町としましてその個別の事案に応じましてもう本当にそれ以外の手段がなく、また真にやむを得ないという場合に限りその指定のほうについて実施することを原則という方針で進めておりますので、なるべくその特定空家、管理不全空家にならないような、そういう指導、助言を繰り返す中で地域に迷惑かけないような、そういう対応をしてまいりたいと考えているところでありますので、以上答弁とさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） 丁寧な回答ありがとうございました。町民にしてみたら、両方とも町の方なので、住民票の、住民票っていいですか、ここに建てられている、当別町に

ある建物で、住んでいらっしゃる方もやはりその所有者も本当に町としては大切な方だと思っております。行政のほうで粘り強く所有者のほうに働きかけていただいているということも協議会のほうでもお聞きしておりましたので、本当に感謝しているところなのですけれども、今答弁の中にありましたように個別の事案に関しては、具体的にお話を持っていただくという答弁でしたので、ここは解決できるかどうかというのは今すぐそういう返答ではいただけないとは思っておりますけれども、やはり住民がこういうことで困って、ここのおうちが困ってお話が出ていますというところまで少しずつでも、これが例えば木が倒れて家を壊してしまったら、その木切るのも何万円ぐらいですけれども、家を壊してしまったらすごく莫大なお金が発生すると思っております。所有者のほうはそのほうがもっと大変になるのではないかと思いますので、両方の意見を聞きながら、本当に安全で安心して暮らせるような対策を取っていただけるとありがたいと思っておりますので、これからも引き続き、本当に大変かと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

次、3番目の質問の再質問なのですけれども、先ほど当別町においてもホームページで我が家のことについて考えようということで、空き家に対しての啓発というか、こういうのがホームページにも載っていることを教えていただきました。国土交通省においても公開している空き家チェックリストということもやはりこのホームページに載せて、広報とかでも町民に考えるきっかけというのをつくっていただけると、これから先のことにも、しっかり空き家対策にもつながっていくのではないかなって思います。町長のほうでもこういうことを考えていきながら行おうとしていることを確認いたしましたので、これはなるべく早めというか、掲載してやっていただけるかどうかお聞きしたいと思っております。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 零時02分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） 確認のためにお時間いただきましてすみません。今再質問ありましたけれども、我が家の終活ノートに関連してのご質問でありましたけれども、国土交通省がそれぞれ作成している住まいのエンディングノートですとか、そういったことの啓発は当然行っていきますけれども、直接ホームページからリンクを貼って、そこにたどり着くということで直接見ていただくということも可能ですので、そういった取組につきましてはすぐ改善をさせていただきたいと思っております。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） ありがとうございます。ホームページからリンクして飛んでいくというの分かるのですけれども、そういうふうにはできない方とかは、やはり広報とかでも周知していくべきではないかなって考えております。先ほどもご近所の空き家が本当に困っているという方と、でも自分も持家なものですから、自分も今後のことについて、町民もやっぱりいろいろお互いが考えていかなければいけないことなのではないかなって私も思っておりますので、その点周知という部分では皆さんに届くようにしていただけるとありがたいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

質問の2項目め、女性の新規就農支援についてということで再質問させていただきますけれども、いろいろなそういう紹介事業ですとか新規就農のほうにも力を入れていかれていて、総合支援センターは本当に対応がとってもよくて、ありがたいというお話もよく耳にしております。女性の活躍ということで今ここしましたけれども、例えば町長の描くこの女性を取り入れた農業というのですか、活躍していただけるような町長の描く支援策というか、そういう部分では現時点でどんなようなことを考えられているものがあると思いましたら教えていただきたいと思えます。答えられる範囲でよろしいのですけれども、お願いしたいと思えますが。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 再質問ありがとうございます。まず、先ほどの周知の関係ですけれども、いろいろな形で町としましてはこれまでもいろいろな事案について周知をしております。ただ、その中で例えば先ほどの詐欺事件のこともありましたけれども、町内会長さんといろいろ話ししても、ペーパーですとかホームページですとか、そういったところで周知をするのですが、なかなか言葉でお伝えをしても聞いていただけないですとか、いろいろなことがあります。ですから、町としては、全体に満遍なく周知をしようとしているのですけれども、なかなかそれが行き渡らないということがあるということをご理解をいただければというふうに思います。ただ、そうはいてもいろいろな媒体を使っていかに周知するかということは今後、あるいは一つの紙媒体であっても表現の仕方の在り方ですとか、そういったことについても町としては配慮をして、周知をしていきたいというふうに思っております。

今ご質問をいただきました女性の農業者の農業に対する就業支援ということでありますけれども、基本的には男子、女子ということで私は区別をする必要はないというふうに思っております。これまでも地域おこし協力隊の意欲のある皆さんの中でご夫婦で来られる方ですとか、あるいは女性であっても高校を卒業して高い理想で当別に来ていただいて、花農家をしっかりと今研修していただいて、将来自立をしたいということで頑張っていた方もおられます。そういった点では、差別をしてどうこうとか、女性だからどうだとか男性だからどうだとかということではなくて、皆さんが同じ機会均等でもって働けるような、そういった体制づくりはしていきたいというふうに思います。ただ、やはり男性と女性では一部違いもありますので、その違いによって就業できないとか、そういっ

たことについてはなるべくないような取組を心がけていかなければならないというふうにも思っております。そういった点で、特にその農業の部分につきましては、これまでどちらかというとな男性中心の農業経営が多かったかなというふうに思っていますが、令和に入りましてから2次加工あるいは6次産業化という点で農家の女性の方ですとか、あるいは別な産業から女性の方が入って、今までになかった農業の展開をしていただいているというようなこともありますので、そういった点ではそういったアイデアですとか意欲ですとか、そういったものに対する支援ができるような体制づくりを進めてまいりたいというふうにも思っております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） ありがとうございます。先ほど言っていた周知の仕方、何か配布するとか、例えばホームページとかという話もいろいろ先ほどからお話ししていました。やはり先ほどもあったように、地域力というのは本当に当別にとって大事なのではないかなって思います。皆さん本当に意欲があって、町に貢献したいという方もいらっしゃいますので、そういう中で情報があれば皆さん集まったときにでもいろいろな、例えば防災ブックもそうですし、空き家もそうですし、エンディングノートでもそうですし、町はいろんなことを周知していただいています。でも、いまだに手に取れない方もいらっしゃいます。なので、やっぱり手に取った方が次に伝えるためには周知をしっかりと、皆さんが分かって、いろいろあったときとか集まったときにそういう話ができる素材をしっかりと提供して行ってほしいという思いもありまして、こういう質問もさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

あと、農業に関して、新規就農の農業の話にしても私も男女を区別するという、そういう差別をするとか、そういうことは一切考えていなくて、女性もいろいろ自分で起業するというふうになると、プチ起業している方もいらっしゃったり、あと当別塾に行かれて本当に起業したいという方も増えてきていると思うのですが、その中でやはり意外と女性ってハードルが男性と違って高い部分とか、えいやって起業しようとかって思う人もちょっとハードルがいろいろとあります。そういうところも、これは育児、家事も確かにありますし、でも夢を追っていけるような働きやすい環境を本当に何か応援していただきたいなという思いで今回質問させていただきました。町長と話が全く違うということではないって今回思いましたので、ぜひともそういう応援もしっかり力入れていただきたいと思ひまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高谷 茂君） 以上で五十嵐君の質問を打ち切らせていただきます。

---

◇

◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

明日は午前10時から会議を開きます。

（午後 零時 1 1 分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和7年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和7年第2回当別町議会定例会 第4日

令和7年6月20日（金曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第4号）

開 議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議員提案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 第 3 総務文教常任委員会報告  
（「2026年度地方財政の充実・強化に関する意見書」の採択を求める陳情について）
- 第 4 報告第 1号 令和6年度当別町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 5 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
（和解及び損害賠償額の決定について）
- 第 6 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和6年度当別町一般会計補正予算（第8号））
- 第 7 報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
（当別町税条例の一部を改正する条例制定について）  
報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて  
（当別町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について）
- 第 8 報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて  
（和解及び損害賠償額の決定について）
- 第 9 報告第 7号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和7年度当別町一般会計補正予算（第1号））
- 第10 報告第 8号 専決処分の承認を求めることについて  
（和解及び損害賠償額の決定について）
- 第11 議案第 1号 令和7年度当別町一般会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第 2号 令和7年度当別町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第 3号 石狩地区広域穀類乾燥調製貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第 4号 当別町における高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第 5号 当別町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 6号 当別町下水道条例の一部を改正する条例制定について

- 第16 議案第 7号 当別町総合保健福祉センター施設改修工事（機械設備改修）請負契約について
- 第17 議案第 8号 治水橋橋梁長寿命化修繕工事請負契約について
- 第18 議案第 9号 あいあい公園外施設更新工事請負契約について
- 第19 議案第10号 末広団地解体工事請負契約について
- 第20 議案第11号 ロータリ除雪車購入契約について
- 第21 議案第12号 当別町総合体育館移動式バスケットゴール購入契約について
- 第22 請願継続審査の件
- 閉 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	角田 広佑 君	2番	海野 学 君
3番	芳形 幸夫 君	4番	櫻井 紀栄 君
5番	佐々木 常子 君	6番	佐藤 立 君
7番	西村 良伸 君	8番	五十嵐 信子 君
9番	山崎 公司 君	10番	秋場 信一 君
11番	山田 明 君	12番	古谷 陽一 君
13番	島田 裕司 君	14番	稲村 勝俊 君
15番	高谷 茂 君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	後藤 正洋 君
副町長	岡部 一宏 君
総務部長	長谷川 明 君
総務課長	佐藤 剛一 君
財政課長	石原 信登志 君
企画部長	乗木 裕 君
企画部参与	長谷川 道廣 君
住民環境部長	種田 統 君
福祉部長	森 淳一 君
福祉部参与	江口 昇 君
経済部長	三上 晶 君
経済部参与	吉野 裕宜 君
建設水道部長	高松 悟志 君
建設水道部参与	岩城 正志 君
教育 長	三澤 吏佐子 君
教育部長	山田 雅俊 君
農業委員会事務局長	山崎 一 君
代表監査委員	岸 本 護 君

事務局職員出席者

事務局	長	熊谷	康弘	君
次	長	玉木	聡美	君
係	長	中鉢	将太	君
主	事	伊藤	萌絵	君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（高谷 茂君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

1番 角 田 広 佑 君

9番 山 崎 公 司 君

を指名します。



◎議員提案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第2、議員提案第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

稲村君。

○14番（稲村勝俊君） 議員提案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

令和7年6月20日提出。

提出者、当別町議会議員、稲村勝俊、賛成者、当別町議会議員、山崎公司、同じく、西村良伸、同じく、佐々木常子、同じく、海野学、同じく、櫻井紀栄、同じく、角田広佑。

当別町議会議長、高谷茂様。

提案理由、全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を

固定する木材利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが重要となっている。

このことから、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害防止の取組に加え、ICT等を活用したスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成などを進めている。

よって、国においては、これらの取組を強化するため、安定的な公共予算を確保するよう強く要望する。

意見書案については、ご高覧をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま可決されました議員提案第1号について、意見書及び派遣する場合の議員の取扱いは議長に一任願います。



### ◎総務文教常任委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第3、総務文教常任委員会に付託しておりました「2026年度地方財政の充実・強化に関する意見書」の採択を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

西村委員長。

○総務文教常任委員会委員長（西村良伸君） 総務文教常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、令和7年6月16日、18日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

「2026年度地方財政の充実・強化に関する意見書」の採択を求める陳情について。

地方自治体は、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められている。

加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められている中、地方公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化し

ている。

地方の財源対策について政府は、「骨太方針」に基づき、地方一般財源水準の前年度水準を確保する姿勢を示してきたが、増大する行政需要や不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

このことから、2026年度の政府予算の状況、さらに地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保から積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、政府に働きかけることが必要であるとする。

よって、本件、願意妥当と認め、採択することが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

令和7年6月20日、当別町議会議長、高谷茂様。

総務文教常任委員会委員長、西村良伸。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） ただいまの委員長報告のとおり採択することに決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、採択することに決定いたしました。

ただいま採択されました総務文教常任委員会報告について、意見書及び派遣する場合の議員の取扱いは議長に一任願います。



#### ◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第4、報告第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました報告第1号 令和6年度当別町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案の説明を申し上げます。

令和6年度当別町一般会計補正予算第6号第2条及び第7号第2条において議決をいただきました事業を繰越計算書のとおり令和7年度会計に繰り越すことについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第1号は原案のとおり承認することと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



### ◎報告第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第5、報告第2号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました報告第2号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

令和6年11月15日に発生した公用車の人身事故につきまして当別町が支払う損害賠償額を3万9,242円と定め、和解することについて地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月28日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第2号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



### ◎報告第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第6、報告第3号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました報告第3号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

令和6年度当別町一般会計補正予算（第8号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいたごうとするものであります。

本補正予算は、歳入歳出ともに2億8,975万4,000円を増額し、その総額を142億4,227万6,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページと2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

次に、債務負担行為の補正につきましては、3ページに記載の第2表をご高覧いただきたいと存じます。

歳出の主なものとしたしましては、財政調整基金への積立金1億3,400万円、減債基金への積立金1億5,575万4,000円を増額とするもので、この財源としたしましては地方交付税2億8,975万4,000円を増額等して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第3号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第3号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



#### ◎報告第4号、報告第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第7、報告第4号、5号は関連がありますので、一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま一括議題となりました報告第4号、当別町税条例の一部を改正する条例制定について及び報告第5号、当別町都市計画税条例の一部を改正する条

例制定についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

報告第4号及び第5号は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことなどに伴い、当別町税条例においては個人住民税の特定親族特別控除の創設に係る規定の整備、軽自動車税の2輪車の車両区分見直しに伴う規定の整備、たばこ税の税率の引上げなど所要の改正を行い、当別町都市計画税条例においては引用条項の改正など所要の改正を行い、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

以上、報告2件につきましてよろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第4号、第5号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第4号、第5号は原案のとおり承認することに決定しました。



#### ◎報告第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第8、報告第6号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました報告第6号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

令和7年3月4日に発生した公用車の物損事故につきまして当別町が支払う損害賠償額を29万4,142円と定め、和解することについて地方自治法第179条第1項の規定により令和7年4月23日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、報告第6号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第6号は原案のとおり承認することに決定しました。



### ◎報告第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第9、報告第7号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました報告第7号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

令和7年度当別町一般会計補正予算（第1号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年5月12日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいたごとうとするものであります。

本補正予算は、歳入歳出ともに1,800万円を増額し、その総額を139億3,158万9,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページと2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、白樺コミュニティーセンターにおける屋根修繕工事1,800万円を増額するもので、この財源といたしましては繰越金1,800万円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第7号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◇

**◎報告第 8 号の上程、説明、質疑、採決**

○議長（高谷 茂君） 日程第10、報告第 8 号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました報告第 8 号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

令和 7 年 5 月 4 日に発生した車両の損傷事故につきまして当別町が支払う損害賠償額を 4 万 5,514 円と定め、和解することについて地方自治法第 179 条第 1 項の規定により令和 7 年 5 月 26 日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第 8 号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第 8 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◇

**◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、採決**

○議長（高谷 茂君） 日程第11、議案第 1 号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第 1 号 令和 7 年度当別町一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに 2 億 3,884 万 9,000 円を増額し、その総額を 141 億 7,043 万 8,000 円といたしました。

補正額につきましては、1 ページと 2 ページに記載の「第 1 表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

次に、債務負担行為の補正につきましては、3 ページに記載の第 2 表をご高覧いただき

たいと存じます。

歳出の主なものとしたしましては、定額減税調整給付金に係る補助金9,800万円、新基本計画実装・農業構造転換支援事業に係る補助金3,135万円、地域経済循環創造事業に係る補助金3,000万円、再生可能エネルギー設備導入推進事業に係る補助金3,600万円、学校給食調理外業務委託2,064万6,000円などを増額するもので、この財源としたしましては国庫支出金1億6,288万円、道支出金3,926万8,000円、繰入金750万円、繰越金2,920万1,000円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、議案第1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第12、議案第2号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第2号 令和7年度当別町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的収入において一般会計負担金298万6,000円、補助金106万2,000円を増額し、他会計補助金298万6,000円を減額して、収入総額を9億1,720万6,000円といたしました。

次に、収益的支出において管渠費404万8,000円を増額して、支出総額を9億1,012万5,000円といたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第2号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第13、議案第3号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第3号 石狩地区広域穀類乾燥調製貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

石狩地区広域穀類乾燥調製貯蔵施設の利用料金の上限額を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第3号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第14、議案第4号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第4号 当別町における高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一

部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正等に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第4号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



#### ◎議案第5号、議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第15、議案第5号、第6号は関連がありますので、一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま一括議題となりました議案第5号及び議案第6号の関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

初めに、議案第5号 当別町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてであります。災害、その他非常の場合において給水装置の早期復旧を図るため、他の市町村長が指定した事業者による工事等を可能とするよう条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第6号 当別町下水道条例の一部を改正する条例制定についてであります。災害、その他非常の場合において排水設備の早期復旧を図るため、他の市町村長が指定した事業者による工事を可能とするよう条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案2件につきましてよろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第5号、

第6号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第5号、第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第16、議案第7号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第7号 当別町総合保健福祉センター施設改修工事（機械設備改修）請負契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、令和7年5月29日に6者による指名競争入札に付したところ、大栄建工株式会社が2億2,495万円で落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第7号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第17、議案第8号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第8号 治水橋橋梁長寿命化修繕工事請負契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、令和7年5月29日に2者による一般競争入札に付したところ、新昌建設株式会社が2億1,505万円で落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第8号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第18、議案第9号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第9号 あいあい公園外施設更新工事請負契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、令和7年5月29日に2者による一般競争入札に付したところ、宮永建設株式会社が7,073万円で落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第9号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決することに決定

いたしました。

---

◇

**◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決**

○議長（高谷 茂君） 日程第19、議案第10号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第10号 末広団地解体工事請負契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、令和7年5月29日に5者による指名競争入札に付したところ、山内建材工業株式会社が6,304万1,000円で落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第10号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

◇

**◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決**

○議長（高谷 茂君） 日程第20、議案第11号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第11号 ロータリ除雪車購入契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、令和7年5月29日に2者による指名競争入札に付したところ、ナラサキ産業株式会社北海道支社が6,140万2,000円で落札いたしましたので、同社と購入契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によ

り、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第11号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり可決することに決定しました。



#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第21、議案第12号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第12号 当別町総合体育館移動式バスケットゴール購入契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、令和7年4月25日に6者による指名競争入札に付したところ、ダイワスポーツ株式会社が1,023万円で落札いたしましたので、同社と購入契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第12号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎請願継続審査の件

- 議長（高谷 茂君） 日程第22、請願継続審査の件についてお諮りいたします。  
総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会より閉会中の請願継続審査を実施したい旨の申出がありましたので、これを許可することにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定いたします。



◎閉会の宣告

- 議長（高谷 茂君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。  
本日の会議を閉じます。  
令和7年第2回当別町議会定例会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

（午前10時43分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和7年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員